

政策資料

No.215

《復刊110号》
1984年8月1日

巻頭言 清水 勇1

特 集

- 国民教育審議会設置法案について2
　・提案理由説明及び法案
- 男女雇用平等法案（社会・公明・民社
　・社民連共同提出）について7
　・提案理由説明及び法案
- 米政策の転換をめざして17
- 風俗営業等取締法一部改正案（新風営
法）に対して22
　・わが党の態度
　・修正案提案理由及び要綱
　・社会文化法律センターの意見書（第一次）

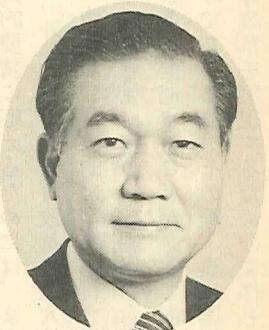
資 料

- 当面する郵便貯金問題に対するわが党
の見解44
- 訪問販売等に関する法律の一部を改正
する法律案の提案理由説明及び要綱45
- 雇用保険法改正案の基本的問題点47
- 第二次特定地方交通線選定について国
鉄に再考を促すことの申し入れ53
- 第二次特定地方交通線に関する申し入
れ54
- 国鉄首脳陣の責任を追及する54

日本社会党政策審議会



言頭巻



新「中期社会経済政策」についての雜感

清 水 勇
政策審議会副会長

いま、二一世紀を展望するという発想での政策づくりが盛んである。例えば、中曾根内閣による医療保険制度や年金制度の改革と称する改悪構想にしても、二一世紀を展望するとき財政破たんがまぬがれぬ、高齢化社会に向けて財政のつじつまをどう合わせるかという前提でそれが推進されようとしている。

問題なのは、二一世紀といつても、現に二〇世紀末までに八〇年代後半から九〇年代にかけて実に十数年という相当長い期間があるということだ。ところが、いまの中曾根に代表される新保守主義の傾向は、この期間を制度・政策の見通し「戦後体制の総決算」と称して特に福祉水準を大幅にダウントさせ、自助努力・相互扶助の名のもとに受益者負担を増幅し、これ

をステップに二一世紀に臨もうとしていることである。サッチャーリズムが、日本において福祉を危機に直面させていることにから登場を契機に、レーガン、中曾根にいたる欧米日のマネタリズムに根ざしたこの面での危険な枢軸的動向は「強いアメリカ」志向等と一体をなし、到底許容できるものではない。

ところでわが党は、現在、「新中期社会経済政策」の立案にとり掛つていて。富塚文太郎教授はじめ秀れた学者も積極的に参加され、いま論点整理の段階に入っている。この委員会の論議では、この中期政策が対象とする時期は、二一世紀を展望しつつもせいぜい十年とし、また社会経済政策のなかで「社会」を重視する方向を確認している。この場合、裁量的財政によって産業における輸出依存型産業と内需依存型産業におけるギャップ、エレクトロニクス産業に象徴される技術革新の進歩による成長パターンと在

來の「重大長厚」型産業の衰退パターンが鮮明になつていて。また、地域を見ると、四全統なり、例えればテクノポリス構想に乗る、乘らないでこれまた不均等発展が起つてている。故に、分権・自治の発想に立つわが方の地域政策の展開がいよいよ重要になつてきていて。社会党のイメージについて、從来しばしば“何でも反対”とか“政策が乏しい”などという事実に反を含め、「福祉社会の再構築」を最重要テーマとしていくことについてもほぼ一致を見ており、その議論の過程ではケインズ政策を踏襲するものではないが、マクロ経済でもほぼ一致を見ており、その議論の過程ではケインズ政策を踏襲するものではないが、マクロ経済を地方・地域にもおろし、各界の提言や意見の吸収につとめ、もつさねつつ、論議の過程で中間報告を地方・地域にもおろし、各界の提言や意見の吸収につとめ、もつてそれぞれの分野で直ぐに活用できる地についたものに仕上げていくことが求められる。そして何よりも、策定過程では議論が百出しても出来上つてしまふと棚ざらにしてしまうなどということのないようになければ、国民の批判に耐えうる党の政策活動の成果は得られないし、わが国の土壤に即した社会主義への展望は得られないと思うのである。

(しみずいさむ・衆議院議員)

特集

国民教育審議会設置法案について

日本社会党

国民教育審議会設置法案

提案理由

ただいま議題となりました国民教育審議会設置法案につきまして、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

激発する少年の非行・暴力、登校拒否、高校中退者の激増など今日の教育の荒廃はもはや一刻も放置できない事態であり、「偏差値教育」に象徴される現在の教育が早急に改革されなければならないことは国民共通の認識となつております。

しかるに、現在政府から提案されている臨時教育審議会設置法案では、これまでの審議の中でも明らかなように、その設置目的、設置形態及び運営方法が、総理大臣の恣意に左右されるものになつているのではないかとの危惧は依然として払拭されず、眞に国民のかんがみ、慎重かつ民主的に審議を行う機関を設置し、その意見に基づいて国民の合意を得ながら改革を推進することが必要であると考えるものであります。その際、眞に国民が求める教育改革を実現するための条件として

最も重要なことは、その審議機関が、教育の政治的中立を確保するという大原則に基づいて、あらゆる権力の不当な支配や介入を排除し得る体制で設置されるとともに、委員の人選や審議の過程で、国民の意思が十分に反映されているか、あるいは国民の意思と離れた議論になつていないかを、国民自身が常に監視し、批判できることが保障されなければならぬということであります。

そこで、われわれは、従来の中央教育審議会にかかる恒常的機関として、新たに、より強い権能と主体性、中立性を有する国民教育審議会を文部省に設置し、委員の人選及び任命、運営などが、公開の原則のもとで、より国民の意見を正しく反映させる形で行われるよう配慮することなどによつて、現在の憂うべき教育の荒廃を抜本的に解決する方途を検討し、ひいては、憲法及び教育基本法に規定する教育の目的の眞の実現を図ることが最も適当であると考え、この法律案を提案した

次第であります。

次に、このような構想を採用いたしました理由につきまして、政府提案の臨時教育審議会設置法案と対比しながら述べたいと存じます。

まず第一に、政府案が、審議会を総理大臣の直属機関として設置することとしていることは、極めて大きな危険をはらんでいるということであります。

過去において、総理大臣直属の教育に関する審議機関が設けられたのは六回を数えますが、戦後の特殊な条件のもとに設置された教育刷新委員会は別としていずれも、戦前の国家主義・軍国主義教育の推進に大きな役割を果たす結果になつたことは歴史が証明するところであります。

いうまでもなく、教育基本法第十条は、教育が不当な支配に服することを否定し、国家権力が教育に介入することを厳しく戒めております。しかるに、政府原案では、総理大臣直属の審議機関を設置し、委員の任命、会長の指名に至るまで総理大臣が行うこととしていたのでありますて、これでは、国家権力が教育に直接介入し、教育の中立性を根本から脅かす恐れのあることは疑いのないところであります。

その不安を一層大きなものにしているという点で、特にここで強調しておかなければなりません。

らなのは、他ならぬ中曾根首相自身の政治姿勢であります。首相はかねて自らを改憲論者と称し、行政改革の次は教育改革を行うことが憲法改正への道であると発言しております。

今回の提案は、父母・国民が求める教育改革とは出発点において決定的に異なるった危険な政治的意図に基づくものであるといわざるをえません。さらに、自らの政権を維持するためには教育改革を利用するという不純な意図さえ各方面から指摘されているのであります。

他方において、現内閣は、行財政改革の名のもとに、ひとりひとりの児童生徒に行き届いた教育を実現することにより今日の教育の荒廃を是正するため最も緊要な四十人学級計画を凍結するほか、私学助成の削減、育英奨学金の有利子化など、ことごとく国民の期待を裏切る教育切り捨て政策を実施しているのであります。現在の山積する諸課題を何ら解決し得ない首相に、膨大な財政支出を必要とする本当の教育改革の実現がどうして期待できましょうか。むしろ、財政的配慮の優先と検討中の名のもとに当面の教育課題への取り組みを先送りにするための道具に利用される危険性を指摘せざるを得ないのであります。

第二に、教育改革にとって最も重要な前提となる国民的合意形成のための条件が、政府案の構想には著しく欠けていることあります。

政府原案では、審議会の運営とその結論を

左右することになる委員の任命、会長の指名などが総理大臣の専権とされており、これでは、審議会に国民の声が何ら反映されないばかりか、総理大臣の恣意的人選によつて教育改革の方向が歪められ、ひいては国民の合意

ります。

すなわち、国民教育審議会は、従来の中央教育審議会と同様、文部行政の直接の責任者としての文部大臣の所管にしておりますが、

その機能については、単に諮問事項を審議するにとどまらず、審議会の自主的意見をまとめることが可能のこととし、文部大臣は、教育、学術、文化に関する施策の大綱について、

事前に審議会に諮り、その意見を尊重しなければならないこととし、権能を一段と高めております。これは、社会保障制度審議会など、

国民生活に極めて重要な役割を果たす機関に与えられている機能と同様であり、このことによつて、審議会は、教育問題全体を体系的に検討し、行政全般を絶えずチェックするとともに、長期的及び短期的な視点から教育改革を推進することが可能になるのであります。

が得られない恐れが大きいといわざるをえません。

いうまでもなく教育権の所在は国民にあり、教育の実現は国民全体に対しても直接に責任を負つて行われなければならないことは、民主主義社会の原則であり、わが国憲法・教育基本法の basic 理念であります。教育改革は上からの改革であつてはならず、下からの草の根改革でなければなりません。審議会が、すべての子ども、父母、教師など国民の教育に対する多様な要請をあまねく吸収し、またその英知を結集する機関となるため、少なくとも、委員の任命にあたつては国民を代表する唯一の機関としての国会の同意を得ることとすることは、最低限必要な条件であります。

この点については、衆議院において修正の上、本院に送付されておりますが、国会の同意人事とする代りに委員の守秘義務を規定したこと、審議会の密室性を強めるものとなつております。この守秘義務は会議の公開によつてのみ排除が可能であります。

そこで、本法律案における政府案との重要な相違点は、民主主義社会の常道として、審議会は原則として公開のもとに運営されといふことであります。密室審議が官僚的独善などの弊害を生じやすいことは、教科書検定などの例をあげるまでもなく明らかであります。自由な発言が阻害されるということが非

公開の理由とされておりますが、公開されても恥かしくなく、かつその発言に責任を持つ論議が行わることこそ必要であり、また、国民が結論だけでなくプロセスを知ることも重要であるといわなければなりません。そして、このことが、審議会の中立性を担保するとともに、その結論が国民的合意を得るために重要な要件であると考えるものであります。

以上申し述べました理由により、本法律案を提案した次第であります。その内容は次のとおりであります。

まず第一に、民主主義社会における教育の果たす役割の重要性及び教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行わるべきこといかんがみ、教育施設に国民の意見が正しく反映されることを図ることによって、憲法及び教育基本法に規定する教育の目的の達成等に資するため、国民教育審議会を文部省に置くこととしたしておられます。

第二に、審議会は、教育、学術、文化に関する基本的な重要事項について調査審議し、文部大臣に意見を述べるものとし、文部大臣は、それらの事項に關する企画、立法または運営の大綱について、あらかじめ審議会に付議しなければならないこととするとともに、審議会の意見を尊重しなければならないこととい

たしております。

第三に、審議会は、両議院の同意を得て文部大臣が任命する三十人以内の委員によつて組織するとともに、審議会の意見を聴いて文部大臣が任命する専門委員を置くことができることとするほか、事務局を置くこととしたしております。

なお、委員の任期は二年とし、審議会の会長は委員の互選によつて定めることとしたしております。

第四として、審議会の会議は公開とするこ

ととしておりますが、出席委員の三分の二以

上の多数で議決した場合には非公開によつて行なうことができる」といたしております。

第五に、審議会は、國の関係行政機関の長に對して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることにいたしております。

最後に、この法律は公布の日から施行することとするほか、関係法律に所要の規定の整備を行つております。

以上が、本法律案を提出いたしました理由とその概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかにご賛成くださいますようお願い申し上げます。

国民教育審議会設置法(案)

(目的及び設置)

第一条 民主主義社会において教育の果たす役割が重要であること及び教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきであることにかんがみ、その施策に国民の意見が正しく反映されることを図ることにより、日本国憲法及び教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)に規定する教育の目的の達成等に資するため、文部省に、国民教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第三条 審議会は、前条第一項に掲げる事項に関する、文部大臣に意見を述べることができる。

2 文部大臣は、前項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

6 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、非常勤とする。

第二条 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議する。

第四条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

6 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、非常勤とする。

第五条 委員は、教育、学術又は文化に関して優れた識見を有する者の中から、両議院の同意を得て、文部大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、非常勤とする。

二 教育課程に関する基本的な重要な事項

3 委員は、再任されることができる。

6 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、非常勤とする。

三 教科用図書に関する基本的な重要な事項

4 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、文部大臣は第一項の規定にかかる

6 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、非常勤とする。

四 教育職員の身分、養成等に関する基本的な重要な事項

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、審議会の意見を聴いて、文部大臣が任

6 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、非常勤とする。

五 私立学校教育に関する基本的な重要な事項

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調

6 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、非常勤とする。

六 社会教育に関する基本的な重要な事項

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調

6 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、非常勤とする。

七 学術に関する基本的な重要な事項

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調

6 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、非常勤とする。

八 文化に関する基本的な重要な事項

2 文部大臣は、前項に掲げる事項に関する企画、立法又は運営の大綱については、あらかじめ、審議会の議に付し、その意見を尊重しなければならない。

5 前項の場合においては、任命後最初の国

会において、両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、文部大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

る。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(公開)

第九条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、この限りでない。

(事務局)

第十条 審議会の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。
2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(附則)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任命)

2 この法律の施行後最初に任命される審議会の委員の任命について、国会の閉会又は

衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、第五条第四項及び第五項の規定を準用する。

3 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(国民教育審議会)

第七条 本省に国民教育審議会を置く。

2 国民教育審議会については、国民教育審議会設置法（昭和五十九年法律第二百五十二号）の定めるところによる。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

4 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二 国民教育審議会の委員

理由

民主主義社会において教育の果たす役割が重要であること及び教育が不当な支配に服すことなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきであることにかんがみ、その施策に国民の意見が正しく反映されることを図ることにより、日本国憲法及び教育基本

法に規定する教育の目的の達成等に資するため、中央教育審議会に替えて、新たに、文部省に、国民教育審議会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特集

男女雇用平等法案(社会・公明・民社・社民連共同提出)について

提案理由説明

私は、日本社会党・護憲共同・公明党・国民連合・民社党・社会民主連合を

代表し、ただいま議題となりました男女雇用平等法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

個人の尊厳と男女の平等は、国連憲章、世界人権宣言にうたわれております人類普遍の原理であります。わが国の憲法におきましても、すべて国民は個人として尊重され、法の下に平等であつて、性別によつて政治的、経済的又は社会的関係において差別されることがない旨を明定しております。また、一九七九年六月にわが国が批准しました国際人権規約におきましても、あらゆる面で男女平等の権利を保障すべきである旨を規定しております。

す。さらにまた、一九七九年十二月の国連総会におきまして「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、翌年にはわが国も署名しております。

この条約は「女性に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に違反する」ものであることを想起し、「社会及び家庭における男子の伝統的役割及び女子の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要である」という認識に立つことを、その前文において明らかにしております。その上で、第十一條において、「締約国は、男女の平等を基礎として、同一の権利、特に次の権利を確保するため、雇用の分野における女性に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」とし、「労働の権利、同一の雇用機会についての権利、職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障、役務に係る給付及び条件

についての権利、職業訓練及び再訓練を受けける権利、同一価値の労働についての同一報酬及び同一待遇についての権利」等を掲げています。

ところで、わが国の現状をみると、近年、女子雇用者の数が、ますます増加の一途をたどり、全雇用者の三分の一を占め、日本経済にとって欠くことのできない労働力となりつありますが、就業の機会や、賃金、昇進その他の労働条件については、なお多くの差別の実態が存在しております。一九七五年の国際婦人年世界会議を契機に、欧米各国においては、男女平等政策が意欲的に進められ、「雇用の機会」から「職場における待遇」に至るまで平等を保障する制度が確立されつつあります。わが国も一九八五年に開催が予定されている

「国連婦人の十年」の最終年世界会議までには、この条約を批准することを公約しており、そのための国内法の整備を急いで行わなければならぬ義務があります。

以上の内外情勢にかんがみ、われわれ四党は、女性差別撤廃条約の趣旨をふまえて、雇用における男女の機会均等と待遇の平等の確保を図るため、使用者等による、性別を理由とする差別を禁止するとともに、その差別を迅速かつ適正な手続により是正するための有効な措置を講ずる必要があると考え、ここに、共同の男女雇用平等法案を提出する次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、募集、採用、賃金、配置、昇進、定年、退職その他の労働条件、職業紹介、職業訓練等について、性別を理由とする差別を禁止することとしております。

第二に、性別を理由とする差別に対する監督機関として婦人少年室に雇用平等監督官を置くこととしておりますが、雇用平等監督官は、啓もう宣伝や苦情相談などの活動も行うことと規定しております。なお、雇用平等監督官は、その職務の遂行のため事業場、公共職業安定所その他の施設に対して立入検査をする権限を有することとしております。

第三に、婦人少年室長は、差別禁止違反の

差別がある旨の労働者からの申告又は職権に基づき調査をし、必要と認めるときは、使用者等に対し、その是正のための勧告、命令等を行うことができ、また、差別について適當な措置を執るべき旨の労働者からの申請があつたときは、すみやかに適当な措置を執るか、執らない旨の決定をしなければならないこととしております。

第四に、婦人少年室長の処分に対する不服申立ての審査機関として、中央に、中央雇用平等審査会を、都道府県に、地方雇用平等審査会を置き、それぞれの雇用平等審査会は、労働者委員、使用者委員、及び公益委員の三者構成とし、それぞれ男女同数としております。

第五に、婦人少年室長の処分に不服がある使用者及び労働者は、まず、地方雇用平等審査会に對して審査請求をすることができることがあります。地方雇用平等審査会においては、原則として公開の審理を行い、行政不服審査法第四十条に定める審査請求の棄却、処分の取消し等の裁決をするわけでありますが、裁決は公益委員で構成する合議体で行うこととしております。次に、この地方雇用平等審査会の裁決に不服がある者は、中央

審査会の裁決を経た後でなければ提起することがないこととしております。

第六に、労働大臣は、具体的にどういう行為が差別的取扱いであるか判断していく上に必要な基準について、中央雇用平等審査会に諮つて定めることとしております。

第七に、この法律の実効を確保するために所要の罰則を設けておりますが、直罰主義をとらず、婦人少年室長の処分又は雇用平等審査会の裁決に従わない場合に、罰則を設けることとしております。なお、労働者が申告、申請又は不服申立てをしたことを理由に不利益取扱いをすることを禁止し、これに違反した場合についても罰則を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

最後に、この法律を実効あらしめるためには、國および使用者はその責務を自覚し、労働者においてもその権利を実現するための不斷の努力が肝要であることを申し添え、提案理由説明と致します。

なにとぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

又は裁決の取消しの訴えは、中央雇用平等審査会に對して再審査請求をすることができるこことがあります。なお、処分又は裁決の取消しの訴えは、中央雇用平等審

男女雇用平等法案

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 性別を理由とする差別の禁止（第四条～第七条）
- 第三章 監督等（第八条～第十五条）
- 第四章 不服審査
- 第一節 不服申立て（第十六条・第十七条）
- 第二節 中央雇用平等審査会（第十八条～第二十六条）
- 第三節 地方雇用平等審査会（第二十七条）
- 第四節 審査請求の手続（第三十一条～第四十七条）
- 第五節 再審査請求の手続（第四十八条）
- 第六章 罰則（第五十条～第五十三条）
- 附則
- 第一章 総則
- （目的）
- 第一条 この法律は、労働者の募集及び採用、賃金、配置、昇進、定年、退職、解雇その他の労働条件、職業紹介、職業訓練等について、使用者等が労働者に対して性別を理
- （労働条件等についての差別の禁止）
- 第四条 使用者は、募集若しくは採用又は賃金、配置、昇進、定年、退職、解雇その他

由とする差別をすることを禁止するとともに、その差別を迅速かつ適正な手続により是正するため必要な措置を講ずることにより、雇用における男女の平等取扱いの確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 およそ性別を理由とする差別は、人間の尊厳と基本的人権を侵すものであり、かつ、経済及び社会の発展を阻害するものであることにかんがみ、すべて女子は、雇用における機会及び待遇について、性別を理由とする差別を受けることがあってはならない。

（定義）

第三条 この法律において「労働者」又は「使用者」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条又は第十条に規定する労働者又は使用者をいう。

2 この法律において「労働者委員」、「使用者委員」及び「公益委員」とは、中央雇用平等審査会又は地方雇用平等審査会の委員のうち、それぞれ、労働者、使用者及び公益を代表する委員をいう。

（職業訓練についての差別の禁止）

第六条 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四条）第八条に規定する職業訓練を行うものは、その行う職業訓練について、性別を理由とする差別をしてはならない。

（準処すべき基準）

第七条 労働大臣は、中央雇用平等審査会の意見を聴いて、性別を理由とする差別の禁止につき準拠すべき基準を定めるものとする。

（別をしてはならない。）

（職業紹介等についての差別の禁止）

第五条 公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）及び同法の規定により許可を受け又は届出をして職業紹介事業を行う者並びに地方運輸局長（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九条の地方運輸局の長をいい、海運監理部長（同法第四十二条の海運監理部の長をいう。）を含む。）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の規定により許可を受けて船員職業紹介事業を行ふ者（第十条第一項において「職業安定機関」という。）は、職業安定法又は船員職業安定法に規定する職業紹介又は職業指導について、性別を理由とする差別をしてはならない。

第三章 監督等

(監督機関)

第八条 都道府県婦人少年室に雇用平等監督官を置く。

2 都道府県婦人少年室長は、雇用平等監督官をもつて充てる。

3 雇用平等監督官について必要な事項は、労働省令で定める。

第九条 都道府県婦人少年室長及び雇用平等監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(雇用平等監督官の権限)

第十条 雇用平等監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場その他の施設に立ち入り、使用者等(使用者、職業安定機関及び第六条に規定する職業訓練を行うものをいう。以下同じ)、労働者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができ

る。

2 前項の場合において、雇用平等監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申告)

第十一条 労働者(労働者となるうとする者及び労働者であつた者を含む。第十四条第一項並びに第十六条第一項及び第三項において同じ。)は、第四条から第六条までの規定に違反する差別をされたと考へる労働者は、都道府県婦人少年室長に対し、労働省令で定めることにより、適当な措置を執るべき旨を都道府県婦人少年室長又は雇用平等監督官に申告することができる。

2 前項に規定する申告があつたときは、都道府県婦人少年室長又は雇用平等監督官は、事件について必要な調査をしなければならない。

(是正勧告)

第十二条 都道府県婦人少年室長は、第四条から第六条までの規定に違反する差別があると認めるときは、使用者等に対し、その差別を是正するため必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(是正命令等)

第十三条 都道府県婦人少年室長は、第四条から第六条までの規定に違反する差別があると認めるときは、使用者等に対し、その差別を是正するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、使用者等が国又は地方公共団体の機関であるときは、都道府県婦人少年室長は、その機関に対し、同項の処分に替えて、必要な措置を執るべきことを指示するものとする。

(労働者の申請)

第十四条 第四条から第六条までの規定に違反する差別をされたと考へる労働者は、都道府県婦人少年室長に対し、労働省令で定めることにより、適当な措置を執るべきことを申請することができる。

2 前項の申請を受けた都道府県婦人少年室長は、相当の期間内に、適當な措置を執り、又は措置を執らないときはその旨を決定しなければならない。この場合においては、その申請をした者に対し、速やかに、措置を執ったときはその内容を、措置を執らない旨の決定をしたときは理由を示してその旨を、通知しなければならない。

(報告等)

第十五条 都道府県婦人少年室長又は雇用平等監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、使用者、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第四章 不服審査

第一節 不服申立て

(不服申立て)

第十六条 第十三条第一項の規定による処分に不服がある使用者等若しくは労働者又は同条第二項の規定による指示若しくは第十四条第二項の規定による決定(行政不服審

査法（昭和三十七年法律第百六十号）にいう「処分」に含まれるものとする。」に不服がある労働者は、地方雇用平等審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第十四条第一項の申請に対する不作為

（行政不服審査法第二条第二項に規定する不作為をいう。以下同じ。）についての審査請求についても、前項と同様とする。

3 地方雇用平等審査会の裁決（前項の審査請求の裁決を除く。）に不服がある使用者等又は労働者は、中央雇用平等審査会に対し再審査請求をすることができる。

4 前項の再審査請求は、同項の者が第一項の審査請求をしなかつたときにおいても、

することができる。

5 第一項及び第二項の審査請求並びに第三項の再審査請求については、行政不服審査法第二十五条及び第二十七条から第三十一條まで（同法第五十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

（不服申立てと訴訟との関係）

第十七条 第十三条第一項の規定による处分、同条第二項の規定による指示若しくは第十四条第二項の規定による決定（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）にいう「処分」に含まれるものとする。）又はこれらについての審査請求の裁決の取消

しの訴えは、その処分、指示若しくは決定又は裁決についての再審査請求に対する中央雇用平等審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 前項の場合における審査請求の裁決の取消しの訴えについては、行政事件訴訟法第八条第二項の規定を準用する。

第二節 中央雇用平等審査会

（設置等）

第十八条 第十六条第三項の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、労働大臣の所轄の下に、中央雇用平等審査会（以下「中央審査会」という。）を置く。

中央審査会は、第七条に規定する基準について労働大臣に建議することができる。

第十九条 中央審査会は、労働者委員、使用者委員及び公益委員各四人をもつて組織する。

2 労働者委員、使用者委員及び公益委員は、それぞれ男女同数とする。

3 中央審査会に会長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。

4 会長は、会務を総理し、中央審査会を代表する。

（欠格事由）

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員は、常勤とすることができます。

（委員の任命）

第二十条 労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の意見を聴いて雇用における男女の平等取扱いの推進に関し識見を有する者の中から両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働者委員及び使用者委員の意見を聴いて同項に定める資格を有する者のうちから公益委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会在において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を

終わるまで又は執行を受けることがなく
なるまでの者

(任期等)

第二十二条 委員の任期は、三年とする。た
だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任
期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、その委員
は、後任者が任命されるまで引き続きその
職務を行うものとする。

(失職及び罷免)

第二十三条 委員が第二十二条各号の一に該
当するに至つたときは、その職を失う。

2 中央審査会により、委員が心身の故障の
ため職務の執行ができないと認められたと
き又は委員に職務上の義務違反その他委員
たるに適しない非行があると認められたと
きは、内閣総理大臣は、その委員を罷免し
なければならない。

(服務)

第二十四条 委員は、職務上知ることのでき
た秘密を漏らしてはならない。その職を退
いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、国会若しくは地方公共
団体の議員又は地方公共団体の長と

3 公益委員は、在任中、政党その他の政治
的団体の役員となり、又は積極的に政治運

動をしてはならない。

4 常勤の公益委員は、在任中、営利事業を

営み、その他金銭上の利益を目的とする業
務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある
場合を除くほか、報酬を得て他の職務に從
事してはならない。

(会議)

第二十五条 中央審査会は、会長が召集する。

2 中央審査会は、労働者委員、使用者委員
及び会長を含む公益委員各二人以上が出席
しなければ、会議を開き、議決をすること
ができる。

3 中央審査会の議事は、出席委員の過半数

をもつて決し、可否同数のときは、会長の
決するところによる。

4 中央審査会が第二十三条第二項の規定に
よる認定をするには、前項の規定にかかわ
らず、本人を除く出席委員の全員の一致が
なければならない。

5 会長に事故がある場合の第二項の規定の
適用については、第十九条第五項の規定に
より会長の職務を代理する委員は、会長と
みなす。

(給与)

第二十六条 委員の給与は、別に法律で定め
る。

第三節 地方雇用平等審査会 (設置等)

第二十七条 第十六条第一項及び第二項の
規定による審査請求の事件を取り扱わせる

ため、労働大臣の所轄の下に、都道府県ご
とに地方雇用平等審査会(以下「地方審査
会」という。)を置く。

2 地方審査会の名称及び位置は、政令で定
める。

(組織)

第二十八条 地方審査会は、労働者委員、使
用者委員及び公益委員各四人、六人、八人
又は十人のうち政令で定める数のものをも
つて組織する。

2 労働者委員、使用者委員及び公益委員は、
それぞれ男女同数とする。

3 地方審査会に会長を置き、公益委員のう
ちから委員が選挙する。

4 会長は、会務を総理し、地方審査会を代
表する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ公
益委員のうちから委員により選挙された者
が、その職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委
員は、常勤とすることができます。

(委員の任命)

第二十九条 労働者委員は労働組合の推薦に
基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦

に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の意見を聴いて雇用における男女の平等取扱いの推進に関する規定を有する者のうちから、労働大臣が任命する。
(中央審査会に関する規定の適用)

第三十条 第二十一條から第二十六條までの規定は、地方審査会及びその委員について

準用する。この場合において、第二十三条第一項中「第二十一条各号」とあるのは「第三十条において準用する第二十一条各号」と、同条第二項及び第二十四条第四項中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、

第二十五条第二項中「各二人以上」とあるのは「の定数のそれぞれ二分の一以上の委員」と、同条第四項中「第二十三条第二項」とあるのは「第三十条において準用する第二十三条第二項」と、「前項」とあるのは「第三十条において準用する第二十五条第三項」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第三十条において準用する第二十五条第三項」と、「第十九条第五項」とあるのは「第二十八条第五項」と読み替えるものとする。

第四節 審査請求の手続

(管轄地方審査会)

第三十一条 第十六条第一項又は第二項の規定による審査請求は、原処分(第十三条第一項の規定による処分、同条第二項の規定

による指示又は第十四条第二項の規定による決定をいう。以下同じ。)又は同条第一項の申請に対する不作為に係る都道府県婦人少年室長の属する都道府県婦人少年室の所

在地の都道府県に置かれた地方審査会に対してするものとする。

(合議体)

第三十二条 地方審査会による審査請求の事件の処理は、地方審査会が指名する四人以上の公益委員をもつて構成する合議体で行う。

2 前項の合議体は、同項の公益委員の半数

以上の公益委員が出席しなければ、同項の事件を取り扱うことができない。

3 第三十三条 前条第一項の合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあっては、会長が審査長となり、その他のものにあっては、地方審査会の指名する審査員が審査長となる。

(合議)

第三十四条 第三十二条第一項の合議体の決定その他の判断は、合議によらなければならぬ。

(代理人及び補佐人)

第三十七条 当事者は、弁護士又は地方審査会の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 当事者又は代理人は、地方審査会の承認を得て補佐人とともに出頭することができ

(審理への参与)

第三十八条 使用者委員及び労働者委員は、

4 第三十二条第一項の合議体は、第一項の

合議に先立つて、審理に参与した使用者委員及び労働者委員の出席を求め、その意見を聽かなければならない。ただし、出席がない委員については、この限りでない。

5 第一項の合議は、前項の意見を尊重してしなければならない。

(審査請求の公告)

第三十五条 地方審査会は、審査請求を受理したときは、政令で定めるところにより、審査請求の要旨を公告しなければならない。

(審理の期日及び場所)

第三十六条 地方審査会は、審理の期日及び場所を定め、審査請求人、原処分又は第十四条第一項の申請に対する不作為に係る都道府県婦人少年室長及び参加人(以下これらを「当事者」という。)に通知しなければならない。

審理に参与することができる。

(迅速な処理)

第三十九条 地方審査会は、第十六条第一項又は第二項の規定による審査請求があつたときは、遅滞なく審査を開始し、できる限り速やかに事件の処理を図るように努めなければならない。

(審理の公開)

第四十条 審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

(審理の指揮)

第四十一条 審理の指揮は、審査長が行う。

(意見の陳述等)

第四十二条 当事者及びその代理人は、審理の期日に出頭して意見を述べることができる。

2 前項の場合には、審査請求人又は参加人は、地方審査会の許可を得て、補佐人ととももに出頭することができる。

(審理のための処分等)

第四十三条 地方審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 当事者又は参考人の出頭を求めて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徵すこと。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関する事業場その他の施設に立ち入り、使用者、労働者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 地方審査会は、審査員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

六 地方審査会は、審査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査員は、当事者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えるべきである。

5 当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審尋に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は同項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、地方

の意見を採用しないことができる。

6 第一項及び第二項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(費用の弁償)

第四十四条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

(調書)

第四十五条 地方審査会は、審理の期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 当事者は、前項の調書を閲覧することができる。

(不服申立ての制限)

第四十六条 この節の規定に基づいて地方審査会がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(政令への委任)

第四十七条 この節に定めるもののほか、審査請求の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 再審査請求の手続

(審査請求に関する規定の準用)

第四十八条 第三十二条から前条までの規定

は、中央審査会が行う再審査請求の手続について準用する。この場合において、第三

十二条第一項中「地方審査会が指名する四人以上の公益委員」とあるのは「公益委員の全員」と、第三十六条及び第四十二条第二項中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」と、第四十一条中「審査長」とあるのは「会長」と、第四十三条第二項及び第三項中「審査員」とあるのは「公益委員」と、第四十四条中「前条第一項第一号若しくは第二項」とあるのは「第四十八条において準用する第四十三条第一項第一号若しくは第二項」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第四十八条において準用する第四十三条第一項第三号」と読み替えるものと

利益な取扱いをされない。

第六章 罰則

第五十条 第二十四条第一項（第三十条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定による命令に違反した者
二 反対した者
三 第十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれら

の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
四 第十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
五 第五十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十一条又は前条（第五号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

四 第四十三条第一項第二号（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定に

よる物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分に違反して物件を提出しない者

五 第四十三条第一項第三号（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による鑑定に際し虚偽の鑑定をした者
六 第四十三条第一項第四号又は第二項（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十九条 何人も、第十一条第一項の申告若しくは第十四条第一項の申請をしたこと、同項の申請に対する不作為について行政不服審査法第七条の異議申立てをしたこと、第十六条第一項若しくは第二項の審査請求若しくは同条第三項の再審査請求をしたこと又は地方審査会若しくは中央審査会が行う審査請求若しくは再審査請求に係る審理のために証拠を提出し、若しくは発言をしたことを理由として、解雇その他の不

者

第五章 補則

（不利益取扱いの禁止）

第四十九条 何人も、第十一条第一項の申告若しくは第十四条第一項の申請をしたこと、同項の申請に対する不作為について行政不服審査法第七条の異議申立てをしたこと、第十六条第一項若しくは第二項の審査請求若しくは同条第三項の再審査請求をしたこと又は地方審査会若しくは中央審査会が行う審査請求若しくは再審査請求に係る審理のために証拠を提出し、若しくは発言をしたことを理由として、解雇その他の不

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(任命のために必要な行為)

第二条 第二十条第一項の規定による中央審査会の委員の任命又は第二十九条の規定による地方審査会の委員の任命のために必要な行為は、前条の規定にかかわらず、この法律の施行前においても、行うことができること。

(最初に任命される公益委員の任命についての特例)

第三条 この法律の施行後最初に任命される中央審査会の公益委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第二十条第二項及び第三項の規定の例による。

(最初に任命される委員の任期の特例)

第四条 この法律の施行後最初に任命される中央審査会の委員の任期は、第二十二条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、労働者委員、使用者委員及び公益委員のうち各一人は一年、各一人は二年、各二人は三年とする。

2 この法律の施行後最初に任命される地方審査会の委員の任期は、第三十条において準用する第二十二条第一項本文の規定にか

かわらず、労働大臣の指定するところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる期間とする。

一 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各四人の場合各一人は一年、各一人は二年、各二人

は三年

二 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各六人の場合各二人は一年、各二人は二年、各二人は三年

三 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各八人の場合各二人は一年、各三人は二年、各三人は三年

四 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各十人の場合各三人は一年、各三人は二年、各四人は三年

五 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各十二人の場合各四人は一年、各四人は二年、各五人は三年

六 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各十四人の場合各五人は一年、各五人は二年、各六人は三年

七 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各十六人の場合各六人は一年、各六人は二年、各七人は三年

八 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各十八人の場合各七人は一年、各七人は二年、各八人は三年

九 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各二十人の場合各八人は一年、各八人は二年、各九人は三年

十 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各二十四人の場合各九人は一年、各九人は二年、各十人は三年

十一 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各三十二人の場合各十人は一年、各十人は二年、各十一人は三年

十二 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各四十八人の場合各十二人は一年、各十二人は二年、各十三人は三年

十三 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各六十四人の場合各十四人は一年、各十四人は二年、各十五人は三年

十四 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各一百一十二人の場合各十六人は一年、各十六人は二年、各十七人は三年

十五 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各一百四十四人の場合各十八人は一年、各十八人は二年、各十九人は三年

十六 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各一百八十八人の場合各二十人は一年、各二十人は二年、各二十一人は三年

十七 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各二百五十二人の場合各二十四人は一年、各二十四人は二年、各二十五人は三年

十八 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各三百三十六人の場合各三十六人は一年、各三十六人は二年、各三十七人は三年

十九 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各五百四十四人の場合各四十八人は一年、各四十八人は二年、各四十九人は三年

二十 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各八百六十四人の場合各六十人は一年、各六十人は二年、各六十一人は三年

号の六の次に次の一号を加える。

十九の六の二 中央雇用平等審査会の非常勤の公益を代表する委員別表第一官職名の欄中「労働保険審査会委員」を「労働保険審査会委員」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第六条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 雇用における性別を理由とする差別の是正及びこれに関する啓もう宣伝

第四条第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 男女雇用平等法（昭和五十九年法律第 号）の施行に関すること。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第五条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

四十の二 男女雇用平等法に基づいて、使用者等に対し、労働者の性別を理由とする差別を是正するため必要な事項を命ずること。

五十四条第四十号の次に次の三号を加える。

四十一の二 男女雇用平等法に基づいて、使用者等に対し、労働者の性別を理由とする差別を是正するため必要な事項を命ずること。

四十一の三 男女雇用平等法に基づいて、使用者、労働者その他の関係者に必要

な事項を報告させ、又は出頭させるこ

と。

四十の四 雇用における性別を理由とする差別に関する苦情を処理すること。

第九条第一項中「第三十一号」を「第三十号の二」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第七条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正す

一九八四・七・一〇 東京・四谷・主婦会館「米政策を考える」シンポジウム、基調報告

特集

米政策の転換をめざして

—食糧の安定確保のために—

日本社会党食糧政策転換対策本部

一、米をめぐるおもな情勢と問題点

が、これがついに現実のものとなってしまった。以下おもな情勢と問題点をあげてみよう。

政府は「米の需給は問題ない」「超古米の完全性に心配はない」「米の輸入は行なわない」といいつづけてきたが、これがことごとく偽りであることが明確となつた。

われわれは早くからこのことを懸念し、政府に実態を明らかにするようせまつてきた

る。

別表第一第二十号の十一の次に次の一号

を加える。

二十の十二 男女雇用平等法（昭和五十九年法律第

号）

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約

二億三千万円の見込みである。

るため、使用者等による性別を理由とする差

別を禁止するとともに、その差別を迅速かつ適正な手続により是正するため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

① 綱渡り的な需給計画
政府の五九米穀年度の需給計画は、供給量で、(イ)五八年産米一〇三七万屯、(ロ)五七年産米持ち越し量一〇万屯、(ハ)五三年産米

② “早食い”・売却抑制等の問題点

五九米穀年度の需給計画で五八年産米一

○三七万屯見込んでいるが、うち六五万屯は“早食い”しており実際には九七〇万屯しかない。だから問題の超古米を一〇〇一万屯も主食用に当て、さらに政府米売却を抑制（前年計画に比して三〇六月、五・九%、七一〇月、三・五%の削減）している状態となっている。われわれの調査によると、こうした「米不足」で消費者が不安をもちはじめていることは勿論、米小売業者が政府米不足のため、高値の自主流通米を中心に取り扱い、しかも小売価格を上げられないため大きな損失となっている。また、くず米（規格外米）を政府米と同様の価格で買わされ、ブレンド米とするものさえでている。空洞化されたとはい、食管制度がなければ「米パニック」がおきかねないような状況にある。

(3)

不安つる新米穀年度需給

と三月末在庫三一〇万屯で、一ヶ月消費量五七万屯として四一〇月の七ヵ月分約〇〇万屯を差引くとマイナス九〇万屯、来年度に一〇万屯持越し量を見込むと一〇〇万屯となる。つまり五九米穀年度内に九〇一〇〇万屯の“早食い”が必要であり、本年度の作況にもよるが、新米穀年度は層需給が困難になることが予想され、不安がもたれている。

④ 過大な潜在生産量見込みと減反政策

減反政策の問題点・矛盾点は数限りなくあるが、ここでは米の潜在生産量の政府の見方が過大である点を指摘しておきたい。政府の計画では、米の潜在生産量一三七五万屯、水田面積二八四・五万ha、反収四八二kgで生産量一三七〇万屯、陸稻五万屯で計一三七五万屯となり、需要量からみて四五万屯の積増し分を入れても六〇万haの減反が必要だとしている。しかし、水田面積のうち樹園地、林地、牧草地化などや管理転作等で水田復帰できないものが一五万ha以上あり、野菜等への転作で水田復帰を希望しないものもいれると約三〇万haに達するともいわれている。また、反収も異常年を除く最近五年間の平年反収は四六二・八kgで、これを水田復帰可能面積二五四・五万haで計算すると約一、一七八万屯の生産量となる。米需要量一、〇五〇万屯程度と見て、

差引き一二八万屯の余剰となるが、一〇〇万屯前後の“早食い”をうめ合せ、あと加工用米（二七万屯余）にあてれば残る米はなくなる。備蓄米にまわす余裕などない。潜在生産量を過大に見積もつて減反面積を大きくし、しかも单年度需給を基本にした減反政策であるから破綻するのは当然の帰結といえよう。いま減反政策の中止しても当分の間は「米過剰」などにならない。今後、長期的な備蓄米対策や米の多用途利用対策を含め、減反政策の根本的な見直しをおこなうべきである。

(2) 不当な超古米の主食用売却

超古米の残留毒性

① 超古米の安全性については早くから国会追及や消費団体がとりあげてきたにもかかわらず、政府は安全だとして主食用への売却をつづけてきた。厚生省の検査・勧告以降も臭素五〇ppm以下のものは安全だとして売却を続けているが、臭素以外の残留毒性については未検査または検査困難なものもあるので、超古米はすべて主食用・加工用をとわず使用すべきではない。

② 主食用売却は違法行為

超古米は五四年の国会で食管特別会計法附則の改正をおこない、四八〇万屯の古米を棚上げし、一般会計からの財源繰入れに

よつて七ヵ年間で主食用以外に処理することにしたものであり、これを昨年来、主食用に充当してきたのは法的にも違反した行為である。

③ 国際信義にもとる超古米輸出

政府はくん蒸による残留毒性のある超古米を国内売却しただけでなく、これまでアフリカ、アジアなど食糧不足国に対し食用として輸出してきたが、五九米穀年度内においてもすでに二五万屯の輸出をおこなっている。残留毒性のあるものを輸出してきたことは国際信義上も問題がある。

(三) 韓国からの米輸入の問題点

① 減反政策下の米輸入

政府は「売却できない超古米がるので、加工用米に不足が生ずる」という理由で、しかも「韓国への貸付米の現物返還で輸入ではない」として韓国から十五万屯の米を輸入する。国内農民に犠牲を強いながら、米過剰を理由に長期にわたって減反政策をおしつけ、他方において外米を輸入するような不当な食糧

汚染米をカバーする十五万屯の米輸入のみに限定してこの問題を見るのでなく、これを突破口にして日米韓の軍事体制の強化、シーレーン防衛等とのかわり等を含めて、総合安保体制のなかの食糧安保構想の一かんとしてとらえなければならない。例えばアメリカの米や穀物を防衛上のかかわりも含めて韓国または日本に備蓄する構想にまで発展する要素もなしとしないといえる。

二、米政策転換のおもな課題と対策

① (一) 当面の緊急課題と対策

② 国内の米作圧迫と消費者不安

政府は加工用米不足に当てるもので今回限りの措置である、と強調するが、主食用として売却を続いている。しかしメ

の需給状況からみて、主食に充当することが考えられる。また、韓国もこれまで米不足であつたためアメリカの加州米輸入をしており、これが迂回輸入される懸念がある。

外米大量輸入の突破口となり、国内米作圧迫の糸口となりかねない。さらに韓国からの輸入米はもちろん古米であり、農薬残留のおそれがあるため、消費者に新たな不安をもたらしている。

③ 日米韓軍事体制と米輸入

汚染米をカバーする十五万屯の米輸入のみに限定してこの問題を見るのでなく、これを突破口にして日米韓の軍事体制の強化、シーレーン防衛等とのかわり等を含めて、総合安保体制のなかの食糧安保構想の一かんとしてとらえなければならない。

政府は、農民の農政不信を一層大きくし、日本農業の全面的な崩壊をまねくおそれがあるので絶対おこなうべきでない。

③ 端境期の米需給等

米不足のなかで端境期の主食用等の需給が心配されているが、生産者団体等が消費者との連帯を強める立場から、減反政策の根本的な見直し等や米輸入の停止を前提にして、自主的に早場米の早期出荷や、農家飯米出荷等が検討されている。これに対しわれわれは関係団体とも協力して対処する。

なお、米不足にともない大都市における米価が値上がりし、消費者の負担増および小売業者の収入減等をまねいているので、政

チルと蛋白質などとの化合など未検査あるいは検査困難な毒性が残留している可能性が強いので、たちに売却を停止し、かつ、流通段階にあるものも回収すべきである。

② 米の輸入に反対する

政府はくん蒸汚染による加工用米不足を理由に韓国から十五万屯の米を輸入しようとしているが、これも常温保管でくん蒸汚染しているおそれがあるので、国民は不安をもっている。さらに重要なことは政府が米過剰を理由に、長期にわたって国内農民に減反政策をおしつけておきながら、他方において外米を輸入するような不当な食糧政策は、農民の農政不信を一層大きくし、日本農業の全面的な崩壊をまねくおそれがあるので絶対おこなうべきでない。

府はこれへの対処を急ぐべきである。

④ 「他用途利用米制度」の撤回等

本年度から導入した「他用途米制度」は、検査制度・価格・流通等について矛盾と問題点が多く、生産農民に一方的な犠牲を強いるものであるから、ただちにこれを撤回し、主食用米として政府の買入れ対象とすること。なお、加工用米については、新規格を設定して需要に対応すること。また転作青刈り稻を主食用として肥培管理し、政府買入れの対象とすること。

⑤ 生産者米価の引き上げ等

生産者米価は物価・生産資材等の上昇のなかで昭和五二年以来実質的に据え置かれ、加えて四年続きの冷災害等で農業經營が圧迫され、減反政策のおしつけなど相俟つて農民の生産意欲を著しく阻害している現状にかんがみ、昭和五九年生産者米価は農民の要求を支持し、その実現をはかる。なお、消費者米価については食管制度の趣旨にのつとり、値上げすべきでない。

(二) 長期的な課題と対策

① 農業縮小から食糧自給向上へ農政転換 政府・財界の農業縮小化、海外食糧依存政策は、国内農業を危機においこみ、地球的規模で食糧不安定期をむかえつつあるとき、わが国の穀物自給率は低下の一途を辿

り、いまや世界最大の食糧輸入国となつてゐる。安全な国民食糧の安定的な確保をめざし、「農業重建、食糧自給向上」のための農業・食糧政策を確立しなければならない。

② 減反政策の根本的な見直し

政府は昭和四四年以来十数年にわたつて減反政策を続けてきたが、異常気象下の不作続なども加わつて今日の米不足となり、外米まで輸入するという事態をまねいた。米不足をまねいた根本的な原因は单年度需給計画にもとづいた減反政策の完全な失敗である。しかも日本農業の基盤である水田を荒廃させ、農民の生産意欲を大きく阻害してきた。いまこそ政府はこの失政を反省し、減反政策を根本的に見直すべきである。

③ 米の生産拡大と備蓄制度の確立

单年度需給にもとづいた減反政策を根本的に改め、長期的な米の生産拡大対策を確立するとともに、これを契機に米をはじめとする主要食糧の備蓄（米は三年計画で消費量の六ヵ月分備蓄をめざし、来年度は百万屯備蓄する）を行なうこととし、その制度化をはかる。備蓄の方途は棚上備蓄とし、古米となつたものは加工用など主食用以外に当てる。会計処理は、食糧管理特別会計の（一）堆きゅう肥の不足、（二）耕土を浅くした、（三）育苗と機械植の弊害、（四）水管理の不足、（五）作業期の不適切等々、稻作の生産構造の変化等によるものである。これは政府の過度な良質米奨励、労働生産性過重等の指導や、兼業化による肥培管理の不十分、減反政策等による農民の生産意欲の阻害などによるものといえる。今後はきびしい気象条

件提出している。（注）政府は本年度四五万屯、三カ年で約百五十万屯の備蓄を計画しているが、これは単なる当面の運用上の措置である。

④ 米の利用開発の促進

政府の他用途利用米制度は、生産農民に犠牲を強いながら「米が余れば他に利用する」というものである。日本の気候風土、優れた稻作技術や水田装置等を活用して米の生産拡大をはかり、主食用だけでなく、加工用、飼料用、工業用など多くの用途に活用できる「多用途利用米」の開発と利用を促進すべきである。従つて現在の主食用米の消費拡大対策をすすめると同時に、「超多収米」の開発等をおこない、多用途利用する米政策を早急に確立すべきである。

⑤ 異常気象下の稻作対策

四年続きの不作は前例のない事態であるが、被害をより大きくした要因として、（一）耐冷、耐病性より良質・良食味の品種選択、（二）堆きゅう肥の不足、（三）耕土を浅くした、（四）育苗と機械植の弊害、（五）水管理の不足、（六）作業期の不適切等々、稻作の生産構造の変化等によるものである。これは政府の過度な良質米奨励、労働生産性過重等の指導や、兼業化による肥培管理の不十分、減反政策等による農民の生産意欲の阻害などによるものといえる。今後はきびしい気象条

件に対処して良質米指向に片寄らず、地域に適合した「米づくり」を中心に、「土づくり」、土地生産性の重視等々を基本とした「集団的な地域複合」の農業經營を確立しなければならない。

(三) 食管制度の民主的強化

① 政府米売却の増大で安定供給

五九米穀年度の主食管計画は政府米三七〇万屯、自主流通米二九〇万屯（酒米、もち米を除く）となっているが、われわれの都市部での米流通調査によると、政府米四〇～四五%、自主流通米五五～六〇%となりておらず、その他不正規流通米が存在している。政府が「主食用米は不足しない」「責任をもつて供給する」といつてもこれでは消費者は安心できない。消費者の良質米指向は否定できないが、政府米売却を段階的に増大させ、安定供給をはかることが消費者にとってものぞましい筈である。

② 食糧管理の民主的強化と財政負担

单年度需給を基本とした減反政策の失敗は当然の帰結であり、政府が食糧の長期需給計画や備蓄制度をおこなわず、財政負担をさせてきたことが原因である。五九年度の農林水産関係予算のうち食糧管理費比率

は二三・五%であるが、もつとも多かつた四五年度の四六・〇%に比較して半分にしかならず、財政面からも食管制度軽視が明らかである。生産者米価をここ数年実質的に据え置いて消費者米価を値上げし、自流米を増大させて政府備蓄米をもたないような食管制度は根本的に見直さなければならぬ。

③ 食管三原則を守り総合的食管へ

米作農民の所得を保障しながら生産コストの低減をはかり消費者が所得に見合った

負担をおこなうことは当然必要であるが、

二重米価制の堅持、政府管理米の拡大、備蓄制度の確立等をおこなうことは食糧管理の必須条件である。なお、社会党は、世界的な食糧不安期を控えて、国内食糧の自給向上をめざし、食糧備蓄の制度化を前提として、これを総合的に管理し、国民食糧の安定供給をはかるため、主要穀物を対象とした「総合食糧管理条例案」を国会提出して

いる。

三、「米政策転換運動」の展開

(一) 米対策をめぐる政策活動の強化

は農業農民、労組、市民、婦人など関係団

にむけての具体的な政策提起をおこない、大衆的な政策討議をおこすようにする。

② 臨調行革による農業縮小化政策や、財界

が主張する農産物輸入自由化促進・国際分業論農政等に反対し、(イ)米をはじめとする

食糧の自給促進と備蓄、(ロ)主要食糧の総合的管理と安定供給等について制度化（社会

党は(イ)、(ロ)とも法案としてまとめ国会提出している)をめざすなどの政策活動を地域・職場に浸透させ、討議を深めるなど幅広く展開する。

③ 関係諸団体、学識経験者等の協力と参加

を得て「米政策を考える」シンポジウムや「国民食糧会議」（県・地域食糧会議等）「農業食糧問題研究会」など多様なかたちで、中央・地方をつうじ米、食糧問題にかかる意見交流や政策討議の機会をつくり、これを政策化する運動をおこす。

(二) 米政策転換を全国民的運動へ

① 関係団体等が協力して、米問題・農業・食糧問題に集中的に取り組むようにし、農村地域などを対象に減反政策の矛盾点や、大消費地における米流通の実態等を把握する調査活動を継続的におこなうなどして、これを基礎にしながら政策転換の運動を発展させる。

② 農業農民、労組、市民、婦人など関係団

体と連携を強め、食糧政策転換の運動を全
国民的な規模の闘いに発展させる。この場
合、これまで交流の少なかつた諸団体（農
協、米流通業者、食品関係団体など）等に
対しても中央・地方をつうじて積極的に働
きかけ、運動の輪を大きくするようにする。
③ 米価闘争を強化し、これと結合して減反
政策の見直し、汚染米売却中止、食管制度
の民主的強化等の運動をすすめる。また、
「米不足」とのかかわりで、消費者米価の実
質的な値上がり、米小売業者の経営不振等が
出ているので、これらの矛盾を解消する運
動を多面的にすすめる。

(三) 各級議会等での取り組みの強化
① 「米問題」について、国会闘争の当面の
最重要課題として取り組み、一定の成果を
あげたが、減反見直し、他用途利用米の取
扱い、超古米売却問題、米輸入反対、備蓄
制度の確立などについての基本的な問題は
解決していないので、今後、これらについ
ての国会闘争を継続強化する。
② 自治体闘争を強め、これまで国会闘争で
明らかにされた問題点や、関係団体等から
持ちこまれている諸要求について、都道府
県議会や市町村議会でも集中的にとりあ
げ、自治体決議等をおこないながら、地域、

自治体から要求実現の運動をもりあげるよ
うにする。
③ 以上の米をめぐる政策活動の強化、政策
転換の国民的規模の運動、自治体闘争など
地域からの運動のもり上げなどを基礎とし
て、「食糧の自給促進と備蓄」、「主要食糧の
総合的な管理と安定供給」などの制度化め
ざし、これに必要な予算要求などについて
の諸闘争を、国会内外の運動と結合した広
範な闘いに発展させる。

特集

風俗営業等取締法一部改正案（新風営法）に対する

一九八四・六・二七

わが党の態度

日本社会党政策審議会
地方行政部会

現行風営法は、二三年（昭和）に旧憲法下
の警視庁令・府県令に替るものとして制定さ
れ、以来対象営業範囲の拡大、規制強化を中
心に十二回の改正を経ている。
従前の改正が少年非行の増大を主たる理由
としてきたのと同様、今回の新風営法案も性

産業の多様化と野放しの状況が「少年非行が
昭和五五年以来四年連續戦後最悪の記録を更
新している大きな要因の一つ」であるとの認
識の上に立っている（公安部会提案理由説
明）。しかし、今次改正案は、従来の改正とは
根本的に異なり、性格、内容とも全く新法案

といえる。すなわち、第一には、少年の生活行動、家庭・学校・社会教育に対する警察権力の全面的介入であり（青少年教育の警察化）、第二に国民の風俗及び風俗関係産業に対する警察の全国一律の中央集権的かつ自由裁量権をもつ介入である（警察の行政警察化）。

現行風営法は八条からなるが、新風営法は名称変更とともに、（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」）五一条をもつて構成し、政令等下位法令への委任事項は一〇〇を数える（公安委員会規則四一、政令一七、総理府令一九、条例一三）。そのいずれもが警察庁に実質的に委任され、その運用は処罰の軽重も含め警察と現場警察官に委ねられており、戦前の警察を彷彿とさせるものである。

二、新風営法案の具体的問題点

（1）規制対象業種の拡大

風俗営業及び風俗関連営業について、その定義が不明であり、かつ、前者（キャバレー、クラブ、ダンスホール、ぱちんこ屋、ゲームセンター等）を「許可制」（一般的禁止）とし、後者（トルコ風呂、ストリップ劇場、のぞき劇場、ラブホテル、アダルトショップ等）を「届出制」という根拠不明な規制区分を行っている。また、スロットマシン等（賭博を前提とした機械）とスポーツゲーム機を一律に扱うことから賭博機械を認める結果となり、ま

た、同様にトルコ風呂（売春行為が半ば公然と行われている）に関しても法が実態を容認する結果ともなりかねず、さらに風俗関連営業の対象の一部を政令委任しており、罪刑法定主義に反するものといえる。

（2）許可手続等

第一に、許可を受けようとする者に対する欠格事由が異常に厳しく、「一年以上の懲役もしくは禁錮の刑」の場合には罪種の限定がなく、また、刑の執行等が終り五年を経ないものも欠格者としている。これは、業務上過失致傷等を犯した者をも欠格者とし、更生の道を閉ざし、職業選択の自由を正当な理由なく一律的に制限するものである。

（3）第二に、風俗営業、風俗関連営業とも地域

規制を設けているが、売春行為等の限定的公認の危険性もあり、風営法による規制の矛盾（限界）をも示している。

（4）管理者

風営業者に対し、営業所ごとに管理者の選任を義務付けているが、この管理者の性格は極めてあいまいであり、営業者と同様の欠格事由を設けていたとともに、営業者（つまりは使用者）に対し助言又は指導を行い、また公安委員会は営業者に対し情状により管理者の解任を命ぜることができるとなつていて、しかしながら一方では営業者が管理者の指導に従わぬ場合（使用者が被用者の指導に従

うか否か疑問であるが）、又、管理者の職務違反に対する罰則規定もない。

（5）公安委員会の指示

営業者の遵守事項違反に対し、新たに公安委員会の指示—営業停止、許可取消—罰則という段階的規制措置がとられることになったが、これは警察が公然かつ広範に司法的チエックを受けることなく、自由裁量で治安活動が行えることとなり、立入、調査権また、前述の「少年指導委員」とあわせて、営業者、従業員、少年一般、成人の全般に対する支配と監督権の付与を意味し、また、一部営業者と警察のゆき、汚職、警察への非協力者（治安や思想・信条、天下り等を含めて）に対する差別、弾圧の恐れがある。

（6）少年補導委員

公安委員会委嘱のもと、はじめて「補導」を法的に根拠づけ、少年指導委員制度が設けられるが、これは民間人の「名誉職」でありながら、捜査権、身柄の拘束権が与えられ、また、風営法外の一般飲食店、興行所営業にまで活動対象業種が及んでいる。しかも、守秘義務違反や職権濫用等についての罰則は何らない。

(7) 風俗環境浄化協会

各都道府県にひとつの一都道府県風俗環境浄化協会、全国にひとつ「全国風俗環境浄化協会」の設置を定めているが、これは少年指導委員と同様、警察の下請機関かつ天下り機関であり、また、全業種を一括対象とする、行政書士の職域までその業務範囲とするなど、遊技機の「指定検定機関」ともなりうる)の無理が存在する。協会は、任意の申出によつて公安委員会が指定することができるところであるが、誰が申出て、誰が入るのか、加入・脱退の実質的自由があるのか否かまったく法文では明らかにされていない。

三、新風営法に対する党の態度

以上、指摘してきた通り、新風営法案は、少年の非行の原因を風俗のみに求めることで歪曲し、それをもつて少年の教育や保護の基

本を警察行政下に固い込むものであり、これは少年法「改正」を先取りするものである。

また、風俗関係産業全般を司法、立法府のチエックすらなく支配し、もつて社会全般に対する警察権力の拡大をめざすものであると言わざるを得ない。この認識は、日本弁護士連合会、社会文化法律センター等とも一致するものである。

日本社会党は、廻去、性産業の適正な規制を提唱するとともに、時として風営法強化改正も主張してきた。それは第一に、家庭、学校、社会における豊かな教育と社会の歪みの是正こそが少年の健かな成長の基本であること。第二は、社会の歪みの現象としての風俗問題については警察権力の全面的強化によるものではなく、現行法の適格な運用及び風営条例、青少年保護育成条例等地方分権を基本としてなされるべきであり、かつ合理的で最少限度の規制でなければならないと考えていたからである。

従つて、党は以上指摘した問題点が是正、解消されない限り、本改正案には賛成できなくはない。

一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨と概要をご説明いたします。
政府改正案は「警職法」以来のたぐい希なる悪法であります。
本法案は第一には、少年の教育と健全な育成を警察の管轄下に置くものであり、第二には、風俗的営業と目されるあらゆる営業を警察の支配下に置くものであります。そして第三には、その下請け機関と人員を全国津々浦々に配置しようとするものであります。

このように、本改正案は、警察法第二条に定める警察の任務を逸脱し、国民生活全般を警察の管理下におこうとする、まさに警察国家をめざしたものであると考えます。

また、本改正案には、営業の自由・プライバシーの侵害、令状主義、不利益供述強要禁止など憲法に定めた国民の権利を侵害し、罪刑法定主義に反する条文が満ち満ちております。加えて五十一箇条の中で七十七箇所の国家公安委員会規則、政令への委任事項が盛込まれており、法文を読んでも内容が不明であるなど、立法府で審議するのにふさわしくない欠陥法案であります。

本改正案には、「売春問題ととりくむ会」に参加する十八団体など、多くの婦人団体が反対の声明を行つております。改正案においては、いわゆるトルコ風呂を届け出制としておりますが、これは、パチンコ屋等の許可制と

修正案提案理由

一九八四・七・五

比較して検討した場合、売春もしくはその類似行為を公認しかねないものであります。戦前の警察は、社会情勢に応じ、公然と売春を奨励し、また默認することによつて国家目的に利用してまいりました。社会党は、売春防止法の運用強化、また、参議院におきまして野党全会派一致で公衆浴場法の改正案、すなわち売春を前提とした現状の個室付トルコ風呂の禁止を提案しております。

以上が、修正案を提案する主旨であります

が、次に、その概要をご説明いたします。

第一に、改正案中、「清淨な風俗環境」「少年の健全な育成に障害を及ぼす」など意味不明確にして警察の任務を逸脱する文言は全て削除することといたしました。

第二に、全国的基準が妥当と思われる数箇所を除きまして、設備の認定、営業時間等を含めまして国家公安委員会規則等への委任は、その大部分を現行法通り都道府県条例へ委任することといたしました。

第三には、第二十四条の営業所の管理者、第二十五条の公安委員会の指示、第三十八条の少年指導委員、第三十九条及び四十条の都道府県並びに全国風俗環境浄化協会につきましては、不要かつ有害なものでありますので、該当条文及び関連条項は全て削除することいたしました。

第四に、第二十七条の風俗関連営業の届出

につきましては、前述の通りの理由からこれを削除することとし、現行法における個室付浴場業、モーテル営業の規制を改正案に盛り込むこととし、また、新たにいわゆるストリップ劇場その他条例で定める営業についての規制を設けることといたし、あわせて営業停止等の所要の規定を整備することといたしました。

第五に、第三十七条の立入検査につきましては立入に改めるとともに、その第一項の「風俗営業者等に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は」の文言及び「帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる」の文言を削除し、警察職員の立入の条件を明確化することといたしました。

第六に、以下の条項につきまして修正することといたしました。一つには、第二条の用語の意義、第一項第八号について、スロットマシン等とスポーツゲーム等のテレビゲームを分離し、後者は対象から除外すること。二つには、第四条の許可の準備、第一項第二号の欠格事由を緩和するとともに、三号、四号についてその事由の客観性の明確化をはかること、三つには、以上の修正に基づき、聴聞、罰則その他所要の規定の整理を行うとともに、法の内容から、その名称を「風俗営業等規制法」とすることといたしました。

修正案の詳細につきましては、お手元にご配布いたしました要綱をご参照ください。

以上をもちまして修正案の主旨及びその概要のご説明を終りますが、本修正案の重要性にかんがみ、各委員のご理解を得まして、速やかにご可決あらんことをお願い申しあげます。

修正案要綱

第一 目的等

(1) 名称を「風俗営業等規制法」とする。

(2) 改正案第一条目的中、「善良の風俗と清淨な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」「及び風俗関連営業」及び「制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入りせること等を」を削除し、「健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の」を「健全化のための」に改める「以下法文中、「清淨な風俗環境」「少年の健全な育成」(第十八条を除く)を削除す

(3) 同第二条用語の意義中、「国家公安委員会規則」を「總理府令」に改める「以下法文中、「規則」「政令」とあるものは、全国的基準が妥当と思われるもの以外全て「都道府県条例」に改める。

- (4) 同条第八号中「テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）」を「ルーレット、ポーカーゲーム機その他の著しく射幸心をそそるおそれのある遊技設備として政令で定めるもの」に改める。
- (5) 同条第三項、第四項を削除する。

第二 営業の許可等

- (1) 改正案第四条許可の基準中、第一項第二号中「一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ」「一年未満」を削除し、「五年」を「三年」に改める。
- (2) 同第三号を「刑法第百八十六条の罪又は暴力行為等処刑ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）に規定する罪を犯すおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」に改める。
- (3) 同第四号を削除し、麻薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法を同第二号に記す。また同第三項を削除する。
- (3) 同三十条営業の停止等に、職業安定法、労働基準法、児童福祉法を記すとともに、以上の修正にあわせて条文の整理を行う。

第三 風俗営業者の遵守事項等

- (1) 改正案第十三条営業時間の制限を都道府県条例に委任する（第十八条、第二十条二条等も同じ）。

第五 監督

- (2) 同第二十条遊技機の規制及び認定等を削除し、条例委任とする。

- (3) 同第二十四条営業所の管理者を削除する。

- (4) 同第二十五条指示を削除する。

第四 風俗関連営業等の規制

- (1) 改正案第四章の章名を「個室付浴場業等の規制等」に改めるとともに、第二十七条営業等の届出を削除する。

- (2) 改正案中に現行法第四条の四個室付浴場業の規制、第四条の六モーテル営業の規制を記すとともに、新たに、「条例で定める営業の規制」として、「専ら性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）を経営する営業その他善良の風俗に与える影響が著しい営業（性風俗に関するものに限る。）として都道府県の条例で定めるもの」を記す。

- (1) 改正案第三十八条少年指導委員を削除する。

- (2) 同第三十九条都道府県風俗環境浄化協会、同第四十条全国風俗環境浄化協会を削除する。

- (3) 同第四十三条手数料の「政令に定める額」を削除する。

- (4) 同第四十四条風俗営業者の団体を削除する。

- (5) 同第四十五条警察庁長官への権限の委任を削除するとともに、同第四十八条国家公安委員会規則への委任中、「国家公安委員会規則」を「総理府令」に改める。

第六 雜則

- (1) 改正案第三十七条规定立入検査等を立入に改め第一項を「警察職員は、この法律又はこの法律に基づく条例の実施について必要があるときは、風俗営業の営業所に立ち入ることができる。深夜においては、設備を設けて客に飲食させる営業の営業所についても、同様とする。」に改める。
- (2) 改正案第三十八条少年指導委員を削除する。
- (3) 同第三十九条都道府県風俗環境浄化協会、同第四十条全国風俗環境浄化協会を削除する。
- (4) 同第四十三条手数料の「政令に定める額」を削除する。
- (5) 同第四十五条警察庁長官への権限の委任を削除するとともに、同第四十八条国家公安委員会規則への委任中、「国家公安委員会規則」を「総理府令」に改める。

第七 第一から第六の修正に基づき、聴聞、罰則、その他の条文を整理する

風営法改正案は、七月五日、衆議院地

以上

方行政委員会で政府案を自・公・民三党によつて修正し、附帯決議を付して可決された。

社会党は、党の態度に基づき、野党間、与野党間の修正接渉を行つたが入れられず、三党修正案は極めて不十分であり、改正案の有害性は除かれないという理由で独自の修正案及び附帯決議案を提案した。今後、衆議院本会議における反対討論を踏まえ引き続き、参議院において抜本的修正をめざして闘う決意である。

衆議院地方行政委員会における

風営法改正案修正事項

- 一、第二条第一項第八号のゲーム場に十八歳未満の者を立ち入らせてはならない義務に係る時間については、都道府県の条例で、十八歳未満の年齢を定め、午後十時前の時を定めることができるものとすること。
- 二、風俗営業者又はその代理人は管理者の助言を尊重し、その使用人その他の従業者は管理者の指導に従わなければならぬこととともに、第二十四条第五項の公安委員会の「命令」を「勧告」に改めること。
- 三、警察職員の報告及び立入りの規定について、現行法第六条に即して整備すること。
- 四、以上に伴い所要の規定の整備を行うこと。

衆議院地方行政委員会における 附帯決議

せることのないよう運用に特段の配慮をすること。

一 現下の世相にかんがみ、少年の健全な保護育成及び善良な風俗の保持等を図るために、総合的、科学的調査の上少年非行の防止、性病の予防及び売春の防止等を更に徹底する総合的な施策を速やかに講ずべきであること。

二 本法の運用に当たつては、表現の自由、営業の自由等憲法で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること。

三 風俗営業者への指導に当たつては、営業の自由を最大限尊重するとともに、管理者制度が営業の自主性を損うことのないよう特に慎重に運用すること。

四 「接待」の意義については、風俗営業の重要な要件に当たるので、その具体的な内容について明確な基準を定め、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

九 本法に基づく政令等の制定及び本法の運用に当たつては、研究会等を設置し、地方公共団体の関係者を含め各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期すこと。

十 警察職員の立入りに当たつては、次の点に留意して、いやしくも職権の乱用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべきであり、その旨都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

六 遊技機の技術革新が著しい現状にかんがみ、技術上の規格の検討に際しては、学識経験者及び業界代表等第三者の意見を聴取して尊重し、機械の画一化を招いたり、時代のニーズにマッチした技術開発を遅滞さ

かつ効果的に行われるようその基準の明確化を図り、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

八 風俗営業については、今後とも有効適切な取締りに努めることはもちろん、法構造設備規制等本法による規制の対象、規制の内容についても、遂次強化を図つべきであること。

1 報告又は資料の提出によってできる限り済ませるものとするとともに、報告又は提出書類等については、法の趣旨に照らし必要最小限のものに限定すること。

2 本法の指導に当たる旨を明示する特別の証明書を提示するものであること。

- 3 本法の運用に關係のない經理帳簿等を提出させ又はみることのないようにすること。

4 立入りの行使は個人の恣意的判断によることがあつてはならず、その結果は必ず上司に報告してその判断を仰ぐものであること。

十一 少年指導委員の活動はあくまで任意の活動に限られるものであり、その内容も少年の犯罪を摘発するのではなく、有害環境から少年を守り、その健全育成を図るものであることを周知徹底すること。

十二 風俗環境浄化協会は、民間における環境浄化の機運を一層盛りあげるためにあくまで啓発活動等任意的な活動を行うものであります。その運営に当たっては、業界との協力を促進しその自主性を最大限尊重するとともに、寄附の強制は行わないこと。また、行政書士等の権限を侵すことのないよう配慮すべきであり、更に、行政改革の趣旨に反することのないようその指定にあたつては、既存の防犯協会連合会等を活用すること。

一九八四・六・二〇

第一 総論的意見

風俗営業等取締法改正に対する意見書（第一次）

一 風俗営業の多様化と法改正の必要性について

社会文化法律センター
事務局長 水嶋晃
日本社会党中央執行委員長
石橋政嗣 殿

昭和五九年第一〇一回国会へ提出された

〔風俗営業等取締法の一部を改正する法律案〕

本改正案自体に多くの問題点があり、賛成できないことは後述のとおりであるが、そもそも現行法を改正する必要性自体について性に関する基本的な価値感の違いから後述のA案とB案のような意見の差が見られる。A案は風俗産業の昨今の多様化の前に現行法改正の必要性を認める意見であり、B案は、改正の必要性を否定する見解である。

（A案）

1 はじめに

風俗関連産業（概念が曖昧であるが、ひとまず今次改正案に定める三業態を念頭に置く）の形態等は、國家・社会の現状と国民の意識等を反映して、時代の変遷とともに流動化するものである。そうした現状に対する認識如何によつては、法規制のあり方をめぐる意見の対立を生じ得るものであるから、風俗に関連する立法にあたつては、社会の現状とあり方、国民の意識をどう把握するかが極めて重要である。従つて、今次改正案をめぐる議論にあたつては、今

見書を提出することを検討しております。なお、本意見書は当センター会員の弁護士五百三藏洋一、北沢義博、長屋憲一、榎枝一臣、松井茂樹、水島正明、吉峯啓晴（アイウエオ順）が分担作成しました。

日の風俗関連産業等の実情をまず十分に把握し、かつそれらに対する国民多数の意識を正しく把握することが不可欠であり、そのことなしの議論は机上の空論となりかねない。

2 現行風営法改正の必要性について

現行風営法は、昭和二三年制定以来数次の改正を経てきているが、その間、風俗関連産業はかつて想定していなかつた諸々の業態を生み出して来ている。現行法と現状とのギャップについては、一部条例等で埋められている部分もあるが、基本法との乖離は否定し難い。例えば、パチンコ屋とゲームセンター、ストリップ劇場、トルコ風呂等と新型セックス産業等々、従来規制対象とされていた風俗営業と同種産業が数多く出現し、社会問題化している。これら新型産業にとりわけ低年齢層が従事しており、既成の立法をもっては対処し得ないと思われる事態を生じていて、そしてそれが今度の改正動機となつていてはそれなりに肯けるところである。

これに対し、これら風俗に関連する事柄は、法的規制になじまないか、あるいは、規制をしてもその法網をくぐる陰湿な型態を生みだすだけで規制目的を達し得ないから、取締るべきものではなく、社会の自浄作用にまかせるべきであるとの見解もあるが、刑法上は主として社会的法益の侵

る。然しながら、自浄作用にのみ期待し得るか否かは、今日の風俗営業等の実情とこれらをめぐる国民多数の意思を無視しては判断し得ないのでなかろうか。このことに関し、放任論者からは、風俗産業の多くはいわば娯楽を提供しているに過ぎないのであって、取締は私人の娯楽に対する無用な介入であるとの議論もなされている。そして自ら娯楽産業を営む業者からは、多くの場合、自らの提供している娯楽は健全な娯楽であるとの主張がなされている。確かに、娯楽は、それが何らの害悪を伴わなければ、まさに論者のいうとおりである。しかし、娯楽が、国民一般が看過し得ないと考へる弊害を伴なうとすれば、右の論者の意見に直ちに賛同する訳にはいかない。ここで問題とされるべきは何をもつて弊害と考へるかということであろう。

賭博に関連する営業は、直接的には娯楽を楽しむ者が自ら不利益をこうむるに過ぎないとも言えるが、程度によつては間接的には言え周辺にも大きな犠牲をもたらし得る。今日社会問題となつてゐるサラ金被害もこうしたケースが数多く見られるところである。又、性産業に関連するものは、それに従事する女子、すなわち娯楽の相手方に對する被害が考慮されている。右のいづれもが、刑法上は主として社会的法益の侵

害と考えられているが、とりわけ年少者とかかわりを考えると、これら関連産業の規制として社会、個人の自浄作用だけにまかせきれない点があると思われるのである。

又、右のような事柄については、刑法の賭博罪あるいは売春防止法等の規制立法で対処すれば足りるとの議論も想定される。しかし、それらの法律のみで実効性がないことは今日実証済みのところである。賭博、売春を放任すべしとの立場に立つならともかく、それに対する規制の必要を肯定する以上、右の議論は十分な説得力を持たない。

結局のところ、要はどこに線を引くかの問題であるが、今日の風俗産業の実態および、これに対する国民一般の意識からすれば、今次改正案に取り込まれた業種は、何らかの規制を必要とすると言わざるを得ないと考へる。問題は規制の方法である。

(B 案)

1 性の自由、娯楽の自由

(一) 古来日本人は性的におおらかであった。しかし、明治時代になつて儒教倫理に由来してか、性を卑しむべきものとの建前論が公式の場で語られ、様々な法規制が行なわれてきた。

「青少年対策」が理由になるか
今回の法案は、青少年の非行の増大が、

うことが必至である。

従つて取締や規制を強化しても「遊び」

の需要がなくならない以上かえつてアンダーグラウンドの世界へと逃避してしま

放、人間性の回復をもたらす点で重要な意味を持っている。

(二) 性や娯楽は本来自立した個人の判断に委せられるべきであり、公共の福祉が優先するという思想は危険である。

ところで、性風俗が不健全化しているとの議論がある。しかし、健全化は、警察の取締や警察という権力背景とした行政によつて図られるものではない。前述のとおり、性や娯楽を卑しむべきもの、あるいは建前論で抑圧しても何ら解決にはならないのである。その不健全化は管

理社会における人間阻害や受験本位の学校教育等現代社会のゆがみからの解放としての「遊び」に起因するからである。

近価値観の多様化と共にその傾向が進んできている。

また娯楽は、本来人間の楽しみであり、とりわけ管理社会ではストレスからの解

きている。

今日の性風俗の不健全化その他にあること

を前提とし、いわばその為の改善策であることをセールスポイントとしている。

ことは、困難であり、国家公安委員会が説明資料として用意した統計には不都合な事実を陰へいした作為がある。

即ち、まだ直接この法案が念頭になかつたと思われる昭和五八年版の警察白書（同年七月発行）によれば、少年非行が戦後三回目の上昇期にあると説明されているのは「主要刑法犯」を犯した触法少年についてであり、内訳をみて増加が認められるのは殺人・強盗・放火等のいわゆる凶悪犯（同じ凶悪犯でも強姦は逆に減少していることが注目される）や、暴行・傷害・脅迫・恐喝等のいわゆる粗暴犯、そして万引き、その他の窃盜犯であり、なかでも凶悪犯と粗暴犯の増加が著しいのである（同一四一頁）。

また、直接犯罪の形をとらない「不良行為」についてみても、校内暴力その他の暴力型非行や万引きその他の初発型非行が多く、今回提案理由で想定しているような「好奇心型非行」の中では、むしろシンナーや覚せい剤等の薬物乱用が大きく増大しているのであって、端的に「性非行」をみてみると、女子について前年の五・三パーセント増にすぎず（男子はデータが示されてい

ない）、全体の非行が前年比一一・九パーセント増であるのに対し、むしろ相対的には減少していることが認められる（同一四一

一一五二頁）。

従つて、提案理由が、青少年の非行の原因を風俗の不健全化にあるとするのは明らかに誤りであり、その説明は作為的なものである。

青少年の非行全体の増大の因果は、そのような短絡的な簡単なものではなく、その

原因是、むしろ全社会的なものである。風呂法は、これまでに何度も法改正され、その度に少年非行の深刻化が理由とされてきたが、そうした規制強化によつて、今回まで少しもその減少を実現できなかつたことが、そのことを端的に示している。

「青少年保護」は決して規制（権力）拡大の大口実であつてはならないといふべきである。

前述したとおり、性や娯楽は建前論で抑圧すべきでないし、また取締強化は青少年対策には役立たない。従つて、著しい取締強化、規制強化を目的とする法案改正の必要性はないと言うべきである。

3 結 論

従つて取締や規制を強化しても「遊び」の需要がなくならない以上かえつてアンダーグラウンドの世界へと逃避してしま

二 風俗営業取締法の構造的欠陥

1 理念としての法改正の必要性については

右のとおり若干意見がわかれることころであるが、少なくとも、現行法に左記のとおり

の構造的欠陥があり、本改正法案がその欠陥を解消するどころか更に拡大するものであることは異論の少ないところである。

2 風紀事案取締の現状の問題点

(一) 取締構造上の問題点
風紀事案については、従前からの経緯、風紀烟の体質も影響して、他の刑事事案には見られない甚だ不明朗・不健全な取締構造が、既に現在までに形成されてい

る。

その原因としては、(1)刑法上「わいせつ」という概念(一七四一—七六頁外)が非常にあいまいで、当局にとってあるものを「わいせつ」と決めつけることは極めて容易であること、(2)裁判所の体質もお役所化し、先例追認を重ねていくため、世の中の現実は順次解放化が進んでいるにもかかわらず、示される「規範」は逆にどんどん「厳しく」なって、社会の現実と「規範」が大きく乖離してしまつてのこと、更に(3)特に保安・風紀の警察はこれに乘じ「取締」に名を借りて、その政治目的を遂げようとする体質があること等があげられるが、その結果として(1)警察は恣意的取締をほしいままにし、(2)その体質は、ますます不健全化し

ている。

それぞれ近時の例をあげれば、①ビニール本のスターとして人気を博した岡ま

ゆみが、写真法自体は他にくらべ非常におとなしいものなのに、覚せい剤で別件逮捕の上、立件された例や、②同じくビ

ニール本の芳賀書店常務が、これまで小売店で立件された例はなく立件される版元もまずは略式罰金処理とするのが長い間の例であつたのに、突然全国に指名手配捕され、懲役刑を求刑された例、③

映画「白日夢」で本番女優として注目された愛染恭子がストリップに転向し、マスコミにもてはやされるや、「陰毛が見えた」というだけで公然わいせつ容疑で逮捕立件した例、更に(2)に属するものとしては、自らストリップの舞台に上つて踊ると生板と称する本番(性交)をしてか

した神奈川県警の巡査部長の例、その他近時一連の警察官の不祥事などがあげられる。

(二) 「取締」が性思想・性風俗に与える影響

風紀の分野は元々庶民の娯楽生活と密接に係わるものである上に(従つて、殺人や傷害といった純粹刑法犯とは異なつて)警察は恣意的取締をほしいままにした特別刑法的色彩が強い)、右に述べた如

逆にそれが性風俗の内容を何かうしろめたいものに規定してしまつてある側面がある。

即ち、娯楽を求める一般庶民にしてみれば、前記の如く性(表現)解放化の社会実体は日々進行しているのに、示される「規範」は逆に厳罰化の傾向にある。いられるかたちになる上、厳罰化により「非合法」取引・裏取引が蔓延して、①取扱主体が逆に暴力団その他摘発覚悟の人間に限られる、②内容も取締を回避するため、のぞき穴越しとか金網越しとかの屈折したもの、暗くうしろめたいものとなり、③取引自体も不明朗化し、金銭的には高額化する等の副産物(というより逆効果)を生む。そして、いずれにせよ一般庶民には近づきにくいものとなり(その意味での不公平感は増大される)性および性風俗がますますゆがんでいくことになる。

これは、後述する性の据え方の問題にも係わるが、性及び性表現を自然なもの、ノーマルなものから不自然なもの、アブノーマルなものに追いやるもので、実質的にはむしろこれらを不健全化させるものといえる。

〔法案〕による右問題点拡大の危険

(一) このようにして、従前の風紀取調の実情をみてみると、社会的一般的に危惧されている性風俗の不健全化現象に対し

て、一体どちらが、にわとりか卵か判らないといふことがいえるし、少なくとも

現状でかかる問題点の多い取締構造において、これを強化拡大すれば、その問題点もまた強化拡大し、実質的な性の健全化の為には少しも役立たないであろうことが予測される。

この点は、法案の各章各節の問題点としても指摘されようが、とりわけ警察官の立入権・帳簿等の調査権の拡大や「風俗環境浄化協会」なるあやしげなり機関であることは明白である。民間自主規制団体の創設等にその危険が大である。

(二) 現在、例えばトルコ風呂で売春が半ば公然と行なわれていることが周知の事実でありながら摘発されるのは、水山の一角にすぎず、また摘発に対する社会一般の反応も道徳的批判というよりは運が悪かった等と揶揄するようなものが多い。

これは社会の性風俗の現実と規範(建前)の乖離を示すもので、また警察が全てを摘発する能力も意欲もないことを社会が知っている為でもある。

今回の改正案は、かような現実と規範

の乖離を一層進めるものである。

社会の性風俗の現実と警察の取締能力の両面からみて、性風俗の違法行為を十分取締ることができないのに管理の網の目だけは広げる（許可対象の拡大、届出制の採用、立入権の拡充等）というの

(三) そして、これも別稿で整理されようが、実体法の問題としては、売春にしろ公然わいせつにしろ法律違反は、既に存在する現行法で十分に対応できる筈であるし、また、そう簡単に新しく犯罪を作られても困るのである。

今回の法案は、右の実体法上の問題といふより、むしろ取締を容易にしていくためにその取締構造を整備しようとするものであり、そうであるが故に右の危険性は極めて大きいといわなければならぬ。

第二 規制対象業種の拡大・整備について

一 新風営法案の第一の特徴は、規制対象業種の拡大である。「風俗営業」に新らにゲーム機設置営業（一項八号営業）が加えられ、また「風俗関連営業」という類型を規

定して、すでに現行法の規制対象である個

室付浴場業及びモーテル営業に新しい性産業であるのぞき劇場、個室ヌード、アダルトショップ等を加えて規制する。

二 営業の種別について

1 法案は、風俗営業とはどういうものか、風俗関連営業とはどういうものかの説明をぬきにして、「次の各号のいずれかに該当する営業」であると規定するので、たとえば二条一項八号については、ゲームセンターがはたして風俗営業といえるか疑問となるのであり、風俗営業と「卑しめられる」のは納得できないと業界筋から反対されることがあるのである。

2 また「風俗営業」と「風俗関連営業」を区分するが、区分する理由も基準も更にこれらを区分して異なる規制に服させる理由も明らかでない。なぜ風俗営業は許可にかららしめて一般的に禁止し、風俗関連営業は単に届出制によるのか、そもそも論理的におかしいし、実態的にもこのように区分する理由が不明確である。

風俗営業に対しては、営業申請に対しても「許可」し、お墨付きを与えることによつて健全化をはかり善導していく。風俗関連営業については何か得体の知れないものであるからともかく「届出」だけはさせて情

報を収集し、警察の管理下におさめ、必要

があれば規制を加えていこうとするものか

と推測されるが、そうであれば、届出制の

あとにいかなる規制が待つてはいるのか公明

正大に明らかにする必要があろう。いずれ

にしても現段階では風俗営業が許可制とい

うよりきびしい規制に服し、風俗関連営業

が届出制というよりゆるい規制にとどまつ

ているのか何ら理由が明らかにされていないのである。

三 対象営業の不明確性（個別規定について）

1 一項八号営業

遊技設備つまりゲーム機械については、スロットマシン、テレビゲーム機のほか「その他の遊技設備」一般が規制され、しかも、ゲーム機械の機能についても要件はゆるめられている。すなわち、「本来の用途として射幸心をそそるおそれのある」機械ではなく、「本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技」に「用いることができる」遊技設備全般を規制対象として大幅な規制がなされている。

ゲーム機全てをこのように規制の対象とすべき根拠は見出しが困難である。また、機械の設置場所についても「店舗に類する区画された施設」が何をさすか明

らかでない。

そしてこれらについて国家公安委員会規

少なくとも要件を法律中に規定させてから議論すべきである。

3 法案は、こうした漠然たる規定によつて

営業の許可・届出をさせ、これに違反した

場合には刑事的制裁を課するもので、罪刑

法定主義に違反する疑いが濃厚である。

なお、一項八号の営業について、ゲーム

センターが少年非行の温床になることを理

由に、ゲーム機械全てを規制の対象とするのはおかしい。

少年非行の原因は家庭、教育等にありゲーム場から少年を隔離しても何ら解決はできないと考えられる。仮にこの規定によつて、少年の非行が防止できるというのであれば、資料等によって根拠を明らかにするなど、立法の手順を踏むべきである。

少年非行についてのこの面の対策は、青少年保護育成条例等の現行法によつて十分対処できると考えられる。

4 風呂について届出制を採用した（第二条四項一号）が、トルコ風呂では売春なし

り、しかもそれが概ね管理売春の実態を有

していながら禁止すべきであるとの有力な

意見がある（日弁連の個室付浴場業に関す

る提言）。ところが今回の改正案は届出をす

れば法が営業を容認するという構造をとつ

てあるところから、かえって法がトルコ風

呂の一層公然とした営業をするなどを認め

た結果になるとの批判も十分予想されるところである。

第三 許可手続等の問題点

一、風俗営業に関する許可手續等の整備

この下位法への委任が多いということ

は、この法案の特徴をなすものであるが、それ故に法律の体裁をなしていないと評することができる。これらの規定は、

えることとするほか、許可手続の簡素化、相続の承認等の整備を行うこと」が改正法の一内容とされている。(提案理由)。

2 従来は、第二条一項により風俗営業の許

可制が定められ、第三条によつて、都道府県は、条例によつて風俗営業を営もうとする者の資格等について必要な制限を定めるとして、風営法自体には許可の基準を定めてはいなかつた。すなわち、許可の基準については、もつぱら、都道府県の条例が定めていた。都条例も第三章「営業許可の基準」において「人」「場所」「兼業」「構造設備」に関する許可の基準をかなり詳細に定めている。(都条例第一三條から第一七条)

3 これに対し、改正法は第四条において自

ら許可の基準について規定している。この規定の特徴は次のとおりである。

(一) 人(風俗営業の許可を受けようとする者)に関する基準については、極めて詳細な規定を置いている(第四条第一項)。

この人に関する基準についての改正法の規定について、提案理由は「新たな欠格事由として暴力団員、覚醒剤中毒者等を加えることとする」と説明しているが、実はそれによつて改訂法を都条例と比較すると次のような差異がある。

① 前科を有する者について、都条例で

は「わいせつ、かんいん、とばくその他風俗に関する罪を犯して懲役以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることのなくなつた後、三年を経過していないとき」「わいせつ、かんいん、とばくその他風俗に関する罪を犯して罰金の刑に処せられてから一年を経過していないとき」のみを欠格事由と定め、欠格事由となる前科を「わいせつ、かんいん、とばくその他風俗に関する罪」に関するものに限定していたのに、改訂法は、「一年未満の懲役若しくは罰金」の場合は、「わいせつ罪等に罪種を限定しているものの「一年以上の懲役若しくは禁錮の刑」の場合には全く罪種の限定がなされていない。しかも、「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者」は欠格であるとして

年数も極めて厳しいものになつていい。業務上過失致傷等、風俗犯と無縁の犯罪を起こした者も営業ができなくなるわけで、これでは、前科を有する者に対する必要以上の規制になつていいという批判を免れない。

③ 「精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者」を欠格事由としたこと。

この規定に関しては、誰が、どの程度の症状の人を「認定」するのかが問題となろう。

④ 「禁治産者、準禁治産者、破産者で復権を得ないもの及び営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者」を欠格事由としたこと。

未成年者を欠格事由としたことについては議論が存すると思われる。公安委員会が未成年者の「能力」まで判断

で国家公安委員会規則で定めるものを行なうおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」を欠格事由にしていること。

することが妥当か問題である。

(二) 場所に関する基準については、改正法も都道府県の条例に委任している。ただし、「政令で定める基準に従い」となっている（四条二項二号）ので、政令の定め方如何によつては、かえつて、自治体の手をしばるという批判が出てくるかもしれない。

(三) 構造又は設備に関する基準については、改正法は「国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき」は欠格となるとしている。（四条二項二号）都条例の場合、条例自ら構造及び設備の基準を規定している（都条例一八条一九条）が、改正法では、またしても国家公安委員会規則に委任している。しかも、白紙委任的委任となつていて、やはり、問題となろう。

(四) さらに麻雀屋、ぱちんこ屋については、公安部員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして、「国家公安委員会規則で定める基準」に該当するものであるときは、許可しないことができる。（四条三項）

ここにも、国家公安委員会規則に対す
る委任が行なわれている。
次に、改正法は、風俗営業者が死亡した

場合の風俗営業の相続について規定を設けた（七条）。すなわち、「相続人は、国家公安委員会規則で定めるところにより、被相続人の死亡後六〇日以内に公安委員会に申請して、その承認を受けなければならない」のである。これは、從来、風俗営業者が死亡した場合、新規許可の対象となつていたのを、改めようとするものである。たとえば、営業開始後、近辺に学校が建てられたような場合、条例による場所的基準を満たさなくなるわけで、そのような場合、新規許可では原則として営業の継続は不可能であつた。それを緩和しようというわけで、いわば既得権の承認ともいうべき規定である。はたして、この規定が妥当かどうかは、規制を望む立場からは異論があろう。また、ここでも「国家公安委員会規則で定めるところにより」となつていて、国家公安委員会規則が出て来ることにも留意が必要である。

二、風俗関連営業に関する届出手続等について

1 改正法は、二条四項において、「風俗関連営業」を規制の対象にしている。風俗関連営業に該当するのは、トルコ風呂、のぞき部屋、ラブホテル、アダルトショップなどである。（四条二項各号参照）。

4 これに対し、改正法は、風俗関連営業について、学校、図書館または児童福祉施設など「その周辺における善良の風俗もしくは清浄な風俗環境を害する行為もしくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要のある」施設の敷地から二〇メートル以内の区域内における営業を禁止し（一八条一項）、さらに、都道府県は条

2 そして、改正法は風俗関連営業については、二七条で届出制を採用し、それに対応する規制を実効ならしめようとしている。トルコ風呂が売春の場になつてゐることを考えてみると、トルコ風呂が届出制で風俗営業が許可制というのもあまり合理的な区別であるとも思われない。

3 それはさておき、從前は、風営法では個室付浴場業（トルコ風呂）について規制がなされ、学校、図書館または児童福祉施設など「その周辺における善良な風俗を害する行為を防止する必要のある」施設の敷地から二〇〇メートルの区域内における営業が禁止され（風俗法四条の四、一項）、都道府県はさらに条例により、「善良の風俗を害する行為を防止するため」地域を定めて営業を禁止することができる」とされていて（同二項）。また、モーテル営業についても条例による地域制限が認められていた（四条の六）。

例により、「善良の風俗もしくは清浄な風俗環境を害する行為または少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」地域を定めて営業を禁止することができるとしている。そのうえで、風俗関連営業を営む者に対し種々の規制を行なつてはいるのである（この点については別項）。

ところで、風俗関連営業なかんずくトルコ風呂については、そこで売春が行なわれていることは公然の事実であり、右のようないくつかの規制は、反面、売春行為を限定的に公認するものではないかとの批判がある（日弁連提言）。そこで、売春行為そのものを強く規制すべきであり、それをせずにこのようないくつかの規制するのは危険であるという意見が強く存する。

6 反面、アダルトショップなどに対する規制は、見たいものを見、読みたいものを読む市民的な自由に対する不当な介入であるとの有力な意見も存する。

三、遊技機の認定等

1 改正法は、いわゆるゲームセンター等を

風俗営業としている（二条一項八号）。さら

に二〇条一項で「著しく客の射幸心をそらぶおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める規準に該当する遊技機を設置

してその営業を営んではならない」としてはいる。そして、国家公安委員会規則で技術上の規格を定め（同三項）、その規格に基づいては遊技機が二〇条一項の基準に該当しない旨の認定を公安委員会がすることができるものとし（同二項）、さらには製造業者または輸入業者の製造または輸入する遊技機が規格に適合しているか否かの検定をすることができるものとしている（同四項）。

また、同五項は右の認定または検定に必要な試験の実施に関する事務を「指定試験機関」に行なわせることができるとしている。このような規制は、国家公安委員会規則に白紙委任的な委任がなされている点および「指定試験機関」なる警察主導型の民間機関が大きな役割を果たす点において問題がある。

3 また、そもそもゲームセンター等を風俗営業としたこと自身についても異論もある。

第四 営業中の風俗営業者等に対する規制

1 立入、調査権の強化

現行法は、単に「警察官は、風俗営業の営業所に立ち入ることができ」（六条）という

規定であつたが、改正案は「立入」に加え、

公安委員会に「業務に関する報告、資料の提出を求める権限」「警察職員に帳簿、書類その他物件を検査させる権限、関係者に質問させる権限」を認めている（案三七条一項）。

そして、この規定に違反して立入、調査の妨害をした者に対する十万元以下の罰金刑を科している（案四九条六項六号）。

このような立入、調査についての改正は、現行法で曖昧であった立入の内容を明確にした意味もあり、又客の在室する個室には立入らないこと、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないとの限定が付されているが、結局、警察権力介入の著しい強化、拡大と言わざるを得ない。

改正案の主な法的問題としては次の点が挙げられる。

1 警察権力の介入強化と令状主義の潜脱

行政職員が私人の住居、営業所等に立ち入り、質問等を行うことは「行政調査」と言われるものであるが、これは裁判所のチエックなく、行政の裁量で行うものであるから、私人の権利を侵害するおそれが強く、一般的にも限定して行使されることが要求されている。

ところが、本改正によると、立入、調査

けである。一方、調査の内容は報告、資料の提出を求める事と、帳簿、書類等の検査、関係者への質問と広範囲に亘る。結局、改正案によると警察はいつでも風俗営業者等の営業所に立入ることができ、そこにあるものを全て調査し、関係者には何んでも質問することができるといった運用を可能にするものである。

警察官がこのように自由に立入、調査できるということは、営業の自由、プライバシー等私人の権利の侵害のおそれが非常に強いとともに、憲法三五条（令状主義）、三八条（不利益供述強要の禁止）を潜脱するおそれもあるといえる。

2 他の立法との比較

他の立法でも「行政調査」の規定をもつものも少なくないが、警察官にこのようないくつかの立入調査権限を認めるものはない。警察権の立入調査を認めるものとして古物営業法（二三条）、質屋営業法（二四条）、警備業法（一三条）などがあるが、前二法は調査の目的が明確であり、対象も特定されている。警備業法の規定は改正案とほぼ同様であるが、風営法が常に顧客の存在が予想される場所を対象にしている点で、その危険性は比べものにならない。

3 手続的保障の欠如

我が国においては、行政手続における一

般法が未だ存せず、「行政調査」は行政が必要と思つたときいつでも実施できるようになつてゐる。しかし行政調査は、個人の権利侵害のおそれのあるから、「調査の事前通知」を原則とし、通知なしに行うときは、やむを得ない事情（正当かつ合理的な理由）を必要とするべきであることが、従来から指摘されてゐる。改正案はもとより、このような手続的保障を持たない。

以上のとおり、本改正は、手続的保障のないところで徒らに警察権力の介入を強化するだけである。このような改正を行う合理的な理由が明らかにされない以上、本改正は容認できないものである。

二、公安委員会の指示

現行法は、風俗営業者に、善良の風俗を害する行為を防止するため必要な処分ができることになつていたが（第四条一項）改正案は

風俗営業者等に「善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為」を防止するため必要な指示ができることにしている（案一二五、一九、三四条）。

三、営業所の構造、設備の変更の承認

改正案は、風俗営業者が増築、改築その他の行為により営業所の構造又は設備の変更（軽微な変更を除く）には公安委員会の事前の承認を要するとし（九条一項）、軽微な変更も届出書の提出が必要とされている（九条三項）。そして、いざれの違反にも罰則がある（四

処されるとする（案二六条一項、三〇条一項、三四条二項）。

一見規制が緩和されているようであるが、必ずしもそうは言えない。指示の内容には様々なものがあり得るから、実現不可能な指示を受けたり又極めて軽微な指示違反を問われて、許可取消、営業停止の処分を受けるおそれもあるからである。指示というのは、その法律的性質も不明確であり（改正案は処分に含めるとしているが）、全てが抗生訴訟の対象になるかも明らかでない。つまり、司法のコントロールのないところで、行政の裁量だけが拡大していくことを意味するのである。

このような行政の恣意的運用を可能にするような「指示」の新設、これに反したことによる許可取消、営業停止の規定は極めて問題がある。

公安委員会の指示権は警察の権限を不当に拡大させるもので重大な問題がある。

九条三項一号、六号三項)。

當業所の構造又は設備が國家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しているか(案四条二項一号)増改築においてもチェックしようとするものであろうが、製作の変更が度々行われる、この業種において、その都度承認という手続を要求する合理的理由に乏しと思われる。他の制度でチェックは可能であるうと思われるし、せいぜい一律に届出制で充分ではあるまいか。

第五 管理者、少年指導委員、風俗環境浄化協会

一 管理者(第二四条)

1 改正案は、風俗當業者に対し、當業所ごとに當業所の業務の実施を統括管理する者のうちから、管理者を一名選任することを義務づけ、これに違反した者に対して二〇万円以下の罰金を課すこととしている。

2 問題点

- (一) 管理者の欠格事由として、改正案は、
 - ① 未成年者
 - ② 風俗當業者としての欠格事由(第四条一項一号から七号)に該当する者を挙げている。
- 未成年者を管理者としての欠格事由と

しているが、未成年者であつても、相続の場合にはその法定代理人が欠格事由に該当しない限り風俗當業者となる(四条八号)。さらに、同号は、風俗當業者の欠格事由として「當業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者」と定めており、民法第六条(當業ヲ許サレタル未成年者ハ其當業ニ関シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス)に該当する者については風俗當業者となりうるものと認める。

つまり、改正案は、未成年者について

は、一定の条件で、風俗當業者にはなりえても、その被用者たる管理者には絶対になりえないという奇妙な構造になつてゐるのである。仮に、未成年者が、人を雇わずに風俗當業を営む場合にはどのように扱われるのか。この場合には管理者をおかなくともよいという趣旨か、あるいは、必ず成人者を一名雇い入れその者を管理者としなければならないという趣旨なのか明らかでない。

このことは、第二四条一項の「當該當業所における業務の実施を統括管理する者のうちから、……、管理者を一人選任しなければならない。」という規定があいまいであるとも言えるのである。同項の「業務の実施を統括管理する者のうちから」というのは、(1)管理する者がいる場

合にはそのうち一名を管理者に選任しろ(管理する者がいない場合には管理者をおかなくともよい)という趣旨か、あるいは(2)この場合には風俗當業者自ら管理者になるという趣旨か、あるいは(3)欠格事由のない者を雇い入れ管理者を選任する趣旨か明らかでない。もし(2)とすれば、前述のとおり風俗當業者が未成年者である場合の処置に窮するであろうし、また(3)とすれば零細な風俗當業者に対する過度の義務を課するものである。罰金二〇万円の刑罰を課してまで義務づけるものにしては、その要件がはなはだ不明確と言わざるを得ない。

(二) また、本改正案が風俗當業者の欠格事由を広げすぎていることは前述のとおりであるが、管理者の欠格事由を見れば、被用者に過ぎない管理者について厳しい欠格事由を定めているのである。すなわち、風俗當業には無関係な犯罪(例えば交通事故)による前科ある者さえ、キャバレーの支配人にも、パチンコ屋、雀荘の店長にもなれないのです。著しく職業選択の自由を制限し、また、犯罪者の更生の道を閉ざすものとして刑事政策的にも疑問のあるところである。

(三) さらに、この管理者の制度についてはその実効性についてはなはだ疑問があ

る。管理者の職務として改正案は「風俗営業者又はその代理人、使用人その他従業員に対し、これらの者が法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行い、その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務で国家公安委員会規則で定めるものを行なうものとする」(二四条三項)としているが、被用者にすぎない管理者が、使用者である風俗営業者に対し「助言又は指導」を行なうなどということは実際問題として可能であろうか。なるほど改正案は「風俗営業者は……、管理者が前項に規定する業務として行う指導に従わなければならぬ」(同条第四項)と定めるが、これに対して何らの罰則を設けていないのであり、風俗営業者が管理者の指導に従う保障はどこにもないのである。

しかも、管理者に対する監督は、公安部委員会が解任を命ずることができることと、講習を行なうことができるという二点だけであり、管理者の職務違反に対する罰則規定もまた本法違反について管理者を対象とする特別な罰則規定も設けられておらず、本改正案自体がこの管理者制度の実効性についてたいした期待をもつてないことがうかがえるのである。

このように実効性のはなはだ疑問のある管理者制度を二〇万円以下の罰金といふ罰則規定まで設けて義務づける必要があるのであろうか。この制度は、後述する環境浄化協会と同様、警察の規制、それも実効性のある取締りではなく単なる形式的な取締りの受け口にすぎないのでないか。警察にとつてだけ一方的に都合のよい制度としか考えられないのである。

二 少年指導委員

1 改正案は、「公安委員会は、……少年指導委員を委嘱することができる」(三八一条一項)と定め、少年指導委員制度を新たに設けようとしている。

2 (一) 少年指導委員の職務として、改正案は「風俗営業及び風俗関連営業等に関する指導を受ける少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、その他少年の健全な育成に資するための活動で、国家公安部委員会規則で定めるものを行なう」(同条二項)としている。

(二) ここで規定する「補導」とはいかなる意味で用いられているのか。警察庁が少年警察活動要綱第二〇条に定める「補導」の定義「警察官は、少年の非行の防止又是少年の福祉を図るため、……、非行少

年等を発見し、発見した非行少年等について、捜査若しくは調査をし、関係機関へ送致し、若しくは通告し、又は少年若しくはその家庭、学校、職場等へ連絡、注意若しくは助言をする等少年について適切な処遇を行なうものとする」と同じ意味で用いているのであろうか。

とすれば、少年指導委員に、捜査権を認めることになろう。民間人にはすぎない少年指導委員に対し捜査権を与えることが、補導という名目で令状のない身柄の拘束が目につく現状において、少年の人権を不恰に侵害するものではなかろうか。

(三) そもそも「補導」の法的根拠は不明確で(警察の解釈は刑事訴訟法、警察法二条に法的根拠があるというが)、「補導」について定める法律はこれまでなかつたのである(少年法、売春防止法に「補導」という語はでてくるが全く違った意味で用いられている。現在の「補導」は、法的根拠が不明確のまま警察の内規にすぎない前述の少年活動警察要綱に基づいて行なわれているにすぎないものである。「補導」については、その実情とともに、法的根拠のあいまいさについて、かねてから論議されてきたにもかかわらず、本改正案は、これらの少年の人権の見地か

うの議論を全く無視し、風俗営業の取締りという大義にかくれて、なしくずし的に

「補導」の法文化をはかるうとするものである。本改正条項については、少年法改正等少年の人権問題の見地から慎重討議されるべきものである。

(四) また、少年補導員の職務として、「国家

公安委員会の定めるものを行なう」としているが、いつたいつの範囲のことを規則は予定しているのであろうか。改正案三七条に定める立入検査までも少年指導委員に認めるとしたらこれはかなり問題であろう。

(五) しかも、少年指導委員の対象業種は、風俗営業、風俗関連営業だけに限らず、風俗営業取締法の適用範囲外の飲食店営業、興行所営業にまでも及んでいる(三八条二項)。少年の補導を名目に、少年補導員が、食堂にまでも捜査の範囲を広げるのはいきぎとしかいようがない。風営法では警察の取締の及ぼすことのできない飲食店業などに対しても少年指導員を手足として使うことにより、実質的に取締つていこうとする警察国家的発想がここにうかがえるのである。

る。

3(一) 少年指導員になる要件として、三八条一項は四つの要件を定めているが、いず

れも具体性がまったくなく、わざわざ法律で定める必要のあることか疑問のあるものばかりである(本改正案は、肝心な事項はほとんど規則に委任にしておきながら、このように規則で定める必要すらないことを、わざわざ法律で定めようとする奇妙な法案である)。

(二) 後述の風俗環境浄化協会の職員については、その職務に関しては「公務に従事する職員」とみなされるのに對し、少年指導委員は単に「名誉職」とされるだけでいかなる身分か全くわからない。

また、浄化協会の職員と同じく、「職務に關して知り得た秘密」について守秘義務が課せられているが、浄化協会の職員については守秘義務違反について罰則規定が設けられているのに対し、少年指導委員には罰則規定がない。

前述のとおり、少年指導委員に与えられる権限はきわめて広範であり、浄化協会の職員などに比べれば、はるかに個人の権利侵害をおこす危険性があり、また個人のプライバシーに立入うるものである。それにもかかわらず、守秘義務違反に対し何ら罰則がなく、また、権限の濫用に対する刑法的規制(職權濫用罪等)がなされていないのである。

三 環境浄化協会

1 改正案は、「善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として」「各都道府県にひとつ「都道府県風俗環境浄化協会」を、また、全国にひとつ「全国風俗環境浄化協会」を、ま

2

協会の構成について、改正案は、「民法

三四条の法人」とするだけで、財團法人などのか社團法人なのか(恐らく社團法人を予想しているのであろうが)、また、社團法人とすればその構成員は誰になるのか全て規則に委任されており法文上からは全く明らかでない。

また、改正案を見る限りでは風俗営業者、風俗関連営業者の全業種を対象としているものと思われるが、本改正で、風俗関連業者の範囲が著しく拡張されており、多種多様な業者を全て包括する团体がはたして妥当であろうか。相当強力な上からの指示監督がない限り団体としての活動はできないであろう(逆を言えば、警察自ら強力な指示・監督するつもりがあるということか)。ちなみに、厚生省の管轄する環境衛生同業組合も各県にひとつではあるが、各業種ごとに団体を作るものとされている(環境衛生関係営業の運

當の適正化に関する法律第三条)。

また、団体の加入・脱退についてどのように規則を定めるつもりか。少なくとも、加入・脱退の自由を定める必要がある。

3(一)

環境浄化協会の事業として改正案は、次の事項を掲げる(三九条二項)。

① 風俗環境に関する苦情処理

② 風俗法違反防止のための啓発活動

③ 少年指導委員への協力

④ 管理者に対する講習

⑤ 風俗営業の許可の際の構造・設備が

国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうか、及び場

所的規制の有無の調査(四条二項)

⑥ 増築・改築の際の構造・設備の技術基準の適合の有無の調査

⑦ 右に附帯する事業

(二) 右の⑤、⑥の事業を浄化協会が行うこ

とにより、事実上風俗営業の許可手続を

公安委員会に代わってすることになろ

う。改正案は一方で風俗営業者の取締強化

をうたいながら、ここでは許可手続を事

実上風営業者の団体に委ねているのであ

る。

官庁が、外郭団体を作り、そこに許認可事務を代行させる一方、その団体を役人の天下り先きにするという日本の官庁

の実態は公知の事実である。結局、この浄化協会の目的は警察の天下り先作りにあるのではないか。

(三)

また、遊技機の認定につき改正案は「公

安委員会は、……、第二項の認定又は前

項の検定に必要な試験の実施に関する事

務の全部又は一部を、民法第三四条によ

り設立された法人であつて、当該事務を

適正かつ確実に実施することができると認められるものとして国家公安委員会が

指定する者(以下「指定試験機関」とい

う)に行なわせることができる。」と定め

る(二〇条五項)。風俗営業に関する「民

法三四条により設立された法人」は風俗

環境浄化協会しかりえないものであるか

ら、右指定試験機関として浄化協会が指

定を受けることは容易に予想がつく。し

かしながら、浄化協会の事業を定める三

九条三項からは、浄化協会が指定試験機

関となることは全く書かれていないのである。

たまたま浄化協会が存在したのでそこで

を指定試験機関に指定したまでだといふ

説明があるのである。しかし、結果的に

浄化協会が指定試験機関になるしか

方法がないにもかかわらず、三九条二項

にこのことを業務のひとつとして定めなかつたのは何故であろうか。

指定試験機関は手数料収入があるため

(二〇条九項)、天下り先の事業としては

格好のものである。もし、これを三九条

二項に掲げるならば、浄化協会の目的が

警察の天下り先作りにあることが一見に

して明白になつてしまふ。そのため、わざわざ二〇条五項と三九条二項に分ける複雑な構成にしてその眞の目的をカムフラージュしているとかんぐられてもやむをえないのである。

4

改正案は、「その申出により都道府県に一

を限つて、都道府県浄化協会として指定す

ることができる」としているが(三九条一

項)、各県にひとつしか認めない団体をその

申出を待つて指定するなどということが実

際可能と考えているのであろうか(もし本

当に申出を待つて作るというなら、申出を

するための構成員の最低数、特定業種の支

配下にならないための方策、複数団体が同

時に申請した際の指定基準、指定されなかつた団体の構成員の待遇など混乱が生じないよう詳細な規則を作成しておく必要があ

る)。

自主的な申出を待つて唯一の団体として

指定するなどという常識的に考えてありえないことを法律化しようということは逆

に、建前だけは民主的でも実際は警察が國家権力を用いて強引に作り上げてしまうこ

とを想定しているとしか理解できないのである。この净化協会というのは、一方で警察の天下り先を作り、他方で「警察——全国净化協会——都道府県净化協会——管理者——風俗営業者」という図式化のもとで、建前だけは自主的な、その実態は上からの統制を末端まで行き届かせる体制作りを目指す御用機関となるおそれがあると正に警察国家的発想にもとづくものと言わざるをえないものである。

第六 行政処分や罰則の整備

一 営業停止等の行政処分について

1 営業停止等を定めた第二六条一項（第三〇条一項、第三四条二項も同じ）は要件の一つとして「この法律に基づく処分（指示を含む）……に違反したとき」をあげている。

しかし、指示については第四の二で述べたとおり大きな問題があるうえ、その内容は多種多様のものが予想され指示違反といつても重大な違反から軽微な違反まで大きな幅があることが予想される。従って、これを一律に営業停止等の理由とするとは疑問である。

仮りに、違反の内容を勘案して営業停止等を決定するというなら、この点もまた改正案の大きな問題点「風俗営業等の全体を警察が管理」し、その管理の中で警察が大きな裁量権を持つという基調の一貫であると断ぜざるを得ない。

現行法の下でも取締当局は、実際にも全ての違法行為を处罚できなかつた。トルコ風呂の手入のような見せしめ的な一罰百戒の取締にすぎなかつたのが現実である。従つて、罰則規定の整備をしても、状況は変わらず、むしろ、整備した分だけ处罚される割合がより少なくなる点で状況は悪化すると言ふべきである。それにも拘らず处罚の網を広げるというのは、今回の改正案が「風俗営業等の全体を警察が管理」し、その管理の中で警察が大きな裁量権を持つという基調が貫かれているためである。むしろ必要な改正は、本当に处罚できるものに絞つてその全てを厳正かつ公平に（警察の裁量の余地を少なくして）处罚し、形式犯は行政処分に委ねることであろう。この観点から今後处罚規定を区分する検討をつづけるべきである。

二 罰則規定の整備について

1 基本的な批判

現行法の下でも取締当局は、実際にも全

ての違法行為を处罚できなかつた。トルコ風呂の手入のような見せしめ的な一罰百戒

の取締にすぎなかつたのが現実である。従

つて、罰則規定の整備をしても、状況は変

わらず、むしろ、整備した分だけ处罚され

る割合がより少なくなる点で状況は悪化す

ると言ふべきである。それにも拘らず处罚

の届出もない悪質なケースに限つて处罚す

ると言ふべきである。しかし、構造等のあ

らゆる変更に承認乃至届出が必要かどうか

かは問題であり（第四の三参照）届出を

しないからといって全てが悪質とは限ら

ない。承認を受けない全てのケースを处罚

しうる（警察等の裁量の幅が大きい）

というのは行きすぎで、風俗営業の許可

等の条件の脱法行為となるような悪質な

場合に限るべきである。通常は営業停止

等行政処分で対処できるはずである。

2 各条文における問題点

前記1における基本的問題の他、以下の個別条文は改善すべきである。

(1) 第四九条三項一号はいきすぎである。

施設の構造等はしばしば変更されるのが通例で、その変更が軽微である（＝届出）か、軽微でない（＝承認申請）かの判断はあいまいである。このようないまいな要件で、模様替の度に刑罰の危険にさらされるのは異常な事態である。

警察は、実際には軽微な変更であつても届出が必要（第九条三項二号）で、届出がされれば指導により承認申請（第九条一項）に切りかえさせるから、実際は届出もない悪質なケースに限つて处罚すると言ふべきである。しかし、構造等のあらゆる変更に承認乃至届出が必要かどうかは問題であり（第四の三参照）届出をしないからといって全てが悪質とは限らない。承認を受けない全てのケースを处罚しうる（警察等の裁量の幅が大きい）

というのは行きすぎで、風俗営業の許可等の条件の脱法行為となるような悪質な場合に限るべきである。通常は営業停止等行政処分で対処できるはずである。

(2) 第四九条六項六号の規定は立入権の拡大（第三七条）を前提にしている点で明確に反対すべきである。

(3) 第四九条三項三号にいう第二二条の該

当者は、第二条第一項にいう風俗営業者をさしているように見えるが、第五〇条を見ると、管理者や代理人等も含むようにも思える。用語があいまいではないか。第四九条三項八号にも同じ問題がある。

第七 下位法規への委任の

問題点

本法案については、同じく警察庁提出の留置施設法案にみられたと同様に国家公安委員会規則や政令もしくは総理府令への委任規定が数多く見られる。

しかもこれらの中には第二条五号や第四条二項二号その他に見られるとおり法律中に記載すべきものが多く含まれている。そのいずれを法律中に記載すべきか否かについては規則等が示されていない現在具体的に指摘することはできない。本改正案は規則等の全容が示されない以上未完成法案と言うべきである。規則等の全容が示されない限り審理に応ずることはできないと考える。

第八 まとめ

本法案に対する具体的な問題点は第一ないし第七で示したとおりである。

これらの諸問題を検討すると、本改正法案は、公安委員会および警察が風俗営業の許可や風俗関連営業の届出にはじまつて、立入権の強化や指示権の明確化その他を通じて風俗産業の営業全般を自らの監視下に置き、大幅な裁量権の基に風俗産業を管理していくこうと改正案第一条の「法律の目的」、「改正の目的」を大きく超えるものであって容認することができない。今回の改正案の結果、風俗産業全般が警察という积迦の手の中で動く孫悟空にすぎない存在になつてしまふことは必定である。警察が全面的に管理し、生殺与奪の権限を握る處で健全な風俗産業が発達することを望めないことは第一の二で詳細に述べたとおりである。また昨今、風俗営業者と警察官の癒着や汚職が目立つてゐるが、今回の改正案によって強力な権限を握つた警察官と一部の悪質な業者の一層の癒着も十分懸念されるところである。

本改正案については右に述べたとおり種々の問題があるところであり、極めて慎重な審議が要請されるところである。

一九八四・七・一〇（高知・石橋委員長談話）

当面する郵便貯金問題に対するわが党の見解

日本社会党

政府・自民党は、これまで国民生活に深く定着している郵便貯金制度の根幹ともいべき小額貯蓄非課税の廃止、または縮減を意図した見直し作業に入っている。

しかし、郵便貯金制度は、明治八年に創業、さらに戦後新しく郵便貯金法を制定（一九四七年）して以来、第一に国民に有利、かつ確実な貯蓄手段を提供し、第二に国民福祉増進のための政策的資金を確保・運用する、ことで大きな役割を果たしてきている。

したがつてわれわれは、不公平税制を放置しておきながら、「財源確保のため小額貯蓄者からも税金を取りたてよう」とする政府・自民党の方に断固反対する。同時に、われわれは郵便貯金制度の思い切った改革によつて高齢化社会を迎える小額貯蓄に対する国民のニーズに積極的に応えていく決意である。

3. とくに高齢化社会の到来を目前にしながら、財政悪化を理由に後退させられている社会福祉、社会保障、さらにインフレの進行によつて、国民は老後に強い不安を抱き、自助努力という貯蓄に頼ることをよぎなくされている。郵便貯金は、これに報いるための具体的な施策こそ積極的に実施すべきである。

4.

したがつて、郵便貯金が小額貯蓄者保護のためにある非課税制度を今後とも引きづいて維持していくためにも、その一部が「脱税の温床」など悪用されないよう、名寄せ等の徹底など、実効のある限度額の管理が必要である。また新らたに高齢化、高学歴化社会に対応するため、非課税としてシルバー貯金制度、教育貯金制度を創設する。

5.

また、郵便貯金資金の運用は、資金運用部への預託のみに限定せず、その資金の性格を考慮して、当面、国債・地方債の直接引受けを行い、運用利回りの引上げを図るとともに、直接運用を実現させるなど、制度の改善を図つていくべきである。これら改善は急速に進みつつある金利自由化に郵便貯金が適切に対応していくためにも不可欠である。

6.

さらに金利自由化の進展や国債の大量発行に

行などを反映して最近、高利回りの金融商品が相次いで開発されるなど、郵便貯金を取り巻く環境は大きく変化している。このような中で、金利の一元化の必要性が論議されているが、郵便貯金が引きつづき小額貯蓄者の利益を図っていくためには、金利自由化の方向を認めつつも、金利決定のあり方において現行制度のメリットを十分活かした改革を考えいく必要がある。

7. 郵便貯金のオンライン全国ネットワークを完成させている（本年三月）が、このオンライン施設を活用し、公共料金の自動振込みなど、さらに多様な、かつ高度なサービス拡大に努めるべきである。

8. また当然のこととはいって、郵便貯金にたずさわる労働者の雇用と生活、労働条件の向上を図り、仕事に自信と誇りを持てる職場づくりに努めるべきである。それなくしては、健全な事業経営の維持、発展は困難である。

9. 国債一〇〇兆円時代となり、政府は、六十年代以降一〇兆円を超える大量の国債償還に迫られており、広範な窓口における個人消化が重要となつていて。全国の津々浦々に、国民の身近な存在として窓口を持つ郵便局を活用してこの個人消化の促進が図られるよう今後検討する。

品が相次いで開発されるなど、郵便貯金を取り巻く環境は大きく変化している。このような中で、金利の一元化の必要性が論議されているが、郵便貯金が引きつづき小額貯蓄者の利益を図っていくためには、金利自由化の方向を認めつつも、金利決定のあり方において現行制度のメリットを十分活かした改革を考えいく必要がある。

金利自由化の方向を認めつつも、金利決定のあり方において現行制度のメリットを十分活かした改革を考えいく必要がある。

金利自由化の方向を認めつつも、金利決定のあり方において現行制度のメリットを十分活かした改革を考えいく必要がある。

ただ今、議題となりました「訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案」についてまして、提案者を代表して、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

「訪問販売等に関する法律」は、昭和五十年に訪問販売、通信販売および連鎖販売取引に一定のルールを設けることにより販売業者との間に生じるトラブルを未然に防止することを目的として制定されました。

しかしながら、近年、訪問販売等に係る取引形態の多様化および取引量の拡大あるいは役務取引の急増といった事態に伴い、消費者とのトラブルも増大してきております。特に現在、消費者保護のための法による措置がとられていない役務取引や現金取引をめぐる消費者紛争は拡大する一方であります。

また、連鎖販売取引では、実体ではネズミ講やマルチと同様でありながら、形のうえでは法に触れないよう工夫されるなど、その手

口は巧妙、悪質になつてきています。

このような状況から、訪問販売等の取引につき、一層の消費者保護を図ることとともに、悪質業者を排除し得るように法による措置を充実することが急務となつております。

このため所要の法改正を行うべく本法律案を提案した次第であります。

次に、改正案の内容について御説明申し上げます。

第一に、役務の提供を目的とする取引を法規制の対象に加えることとし、この役務については政令で定める指定役務といたしました。

第二に、訪問販売における購入者の一方的な申し込みの撤回または契約の解除権、いわゆるクーリング・オフについては、購入者の救済の充実を図るために、クーリング・オフができる起算日を、現在の「クーリング・オフができる旨等を告げられた日」となつていてのを、「商品の引き渡し又は役務の提供が、その告げられた日よりも遅れるときは、その遅れた日」からといたしました。

第三は、現金取引をした場合等、契約の履

行の完了後であつても、クーリング・オフを認めることとした。ただし、住居で契約を締結した場合を除き、少額の取引についてはこの限りではないこととしております。

第四は、通信販売についても、訪問販売と同様の主旨で役務の提供、クーリング・オフ制度の導入、契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限などの規制を加えることとした。

第五は、連鎖販売取引については、再販売に係る取引だけでなく委託販売に係る連鎖販売取引についても新たに規制することとした。

第六に、悪質業者の排除を徹底させるため、悪質業者に対して、主務大臣が指示、営業停止、公表等の措置を講ずることができることといたしました。

以上が、「訪問販売等に関する法律」の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことを御願い申し上げます。

法律案要綱

第一 題名等の改正

第二の役務の取引の規制を加えるものとすることに伴い、「訪問販売」を「訪問取引」に、「通信販売」を「通信取引」に改めるとともに、題名を「訪問取引等に関する法律」に改めるものとすること。

第二 役務の取引の規制

主として日常生活の用に供される役務（役務の提供を受ける権利を含む。以下同じ。）のうち、定型的な条件で取引をするのに適する役務として政令で定めるもの（「指定役務」という。）に係る訪問取引及び通信取引を規制の対象に加えるものとすること。

第三 訪問取引

一 訪問取引における書面の交付

取引業者は、いわゆる現金取引をした場合においても、直ちに、売買契約等の内容を明らかにする書面を講入者等に交付しなければならないものとすること。ただし、講入者等の住居においてその契約を締結した場合を除き、取引価格が政令で定める金額に満たないときは、この限りでないものとする。（第六条関係）

第四 通信取引

クーリング・オフ制度及び契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限について、訪問取引と同趣旨のものを導入するものとする（第九条の二、第九条の三関係）

第五 指示、営業の停止及び公表

主務大臣は、訪問取引又は通信取引による悪質業者に対しても必要な指示、営業の停止及び公表の措置を講ずることができるものとすること。（第九条の四関係）

二 クーリング・オフの起算日

クーリング・オフの起算日を、クーリング・オフができる旨等を告げられた日又は商品の引渡し若しくは役務の提供を受けた日（その引渡し又は提供が二回以上にわたることは、最初の引渡し又は提供を受けた日）のいずれか遅い日に改めるものとすること。（第六条関係）

三 履行完了後のクーリング・オフ

現金取引をした場合等、契約の履行の完了後においても、クーリング・オフができるものとすること。ただし、申込者等の住居において契約を締結した場合を除き、取引価格が政令で定める金額に満たないときは、この限りでないものとする。（第六条関係）

一 委託販売に係る連鎖販売取引の規制
委託販売に係る連鎖販売取引について
も、規制の対象に加えるものとすること。

二 公表

主務大臣は、統括者に対し営業の停止を命じたときは、その旨を公表しなければならないものとすること。

(第十三条関係)

第七 罰則

第五の主務大臣の営業停止命令違反に関する罰則を設けるものとすること。

二 交付書面の虚偽記載等に関する罰則を設けるものとすること。

(第二十三条関係)

第八 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、割賦販売審議会への諮問等の改正規定等は、公布の日から施行するものとすること。

第九 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

雇用保険法改正案の基本的問題点

(1) 今回の雇用保険法改正問題の表向きの契機は、失業保険財政（失業給付事業）の単年度収支が、昭和五十七年度以来、赤字に

転じたことにある。これは、雇用・失業情勢の悪化により、離職者つまり失業給付の受給者が増え、しかも受給期間（離職期間）も長期化したため、失業給付費が膨脹した結果である、と政府は説明している。

(2) これに対処するとして、政府（労働省）が提出してきた改正法案の主な内容は、

- (1) ボーナスを失業給付（基本手当）額の算定基礎から除外することによって、失業給付額を削減する。
- (2) 所定給付日数に加入期間（勤続年数）に応じた三ランク制を導入することによって、離職者に対する給付制限期間を、現行の「二ヶ月」（実際は三十日、四十五日、六十日の三ランク）から、「一ヶ月」
- (3) 「正当な理由」のない「自己都合」離職者に対する給付制限期間を、現行の「二ヶ月」（実際は三十日、四十五日、六十日の三ランク）から、「一ヶ月」

などによって失業給付費を圧縮しようとするものである。

しかし、離職者（失業者）の増大は、基本的に離職者（失業者）自身に責任があるわけではなく、むしろ政府の雇用対策の不全、低賃金や劣悪な労働条件の放置こそ責められなくてはならない（日経連等使用者側の責任も、もちろん、追及されなければならない）。その上で、失業保険財政の健全化も、まず、雇用・労働政策の改善強化にこそ求められなければならないが、それらについては、見るべき具体的な改善措

- (4) 高齢者の取扱いについて、①保険料免除年齢を、現行の「六十歳以上」から「六十四歳以上」に引き上げる、②六十五歳以上の離職者については、現行の失業給付をやめ、加入期間（勤続年数）に応じた三ランク制による一時金支給に切り替える、③六十五歳以上の新規就職者は保険に入させない、など厳しいものに改める。

置が講じられないまま、労働者に、しかも

弱い立場にある離職者（失業者）にのみ一

方的にシワ寄せすることによって財政上のつじつま合わせを強行しようとするのは、本末転倒であり、きわめて不当なやり方である。

（そのほか、雇用保険法改正案の具体的な問題点については、別紙「雇用保険法改正案の問題点（メモ）」を参照）

しかも、今回の雇用保険法改正案は、失業保険制度の抜本的改正案であり、それを、当事者であり、保険料の負担者である労働者側の意見を十分聞くことなく、いわば突如として提案されてきたものである（労働省が制度の抜本改革方針を中央職業安定審議会に正式に提示したのは、ことし一月十三日のことである）。

制度の抜本改革を図るならば、それを予め前提として、一年間程度の十分な審議・検討期間を設けるべきであり、現に、保険財政にもそれ位の余裕はあつた。すなわち、保険財政の積立金は、昭和五十七年度末で五、七四八億円あり、五十八年度及び五十九年度に予想される単年度收支赤字分の補填のためにそれを取り崩したとしても、五十九年度末で五、二八九億円が残るものと試算されていたのである（昨年一〇月十五日

の雇用保険部会に労働省が提出した資料「失業給付事業の收支見込（ケース：一）」）。

（5）さらに、不自然なことは、失業保険財政の赤字を解消するためには、現行制度でも十分対処できる、つまり、保険料率の引き上げによって赤字は解消できるにもかかわらず、労働省はそれを積極的に提案しようとしなかつた。

現行雇用保険制度では、積立金が年間保険料収入額を下回った場合、現行の保険料率一〇〇〇分の十一（労使が折半）を一〇〇〇分の十三までの範囲で引き上げることができることになっている。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律十二条第五項）。

この規定を発動し、保険料率を一〇〇〇分の一引き上げた場合（つまり一〇〇〇分の十二とした場合）、九〇〇億円程度の增收となり、失業保険財政の赤字は解消する。

もちろん、あとで述べるような事務費負担のあり方などの問題にメスを入れることなく、安易に保険料率を引き上げることには賛成するわけにはいかないが、現行法の枠内でも赤字解消は可能であつたにもかかわらず、それを積極的に提案しようとしたのがわかつた労働省の態度の不自然さは、見逃すことができない。この不自然さにこそ、実は、今回の雇用保険制度改正問題の核心が

隠されているのである。すなわち、国庫負担の抑制である。

（6）国庫負担抑制の観点から失業保険財政が赤字になると、問題はやはり、失業保険財政が赤字に転じた昭和五十七年に生じている。

五十七年度の失業保険財政の単年度収支が赤字になることは、年度途中で明らかになつておらず、実際、決算上二一七億円の赤字となつたことは周知の事実だが、同時に、国庫負担も当初予算（二、八八五億円）を三四一億円も上回つた（このうち高率負担分は一三六億円）。

（7）昭和五十七年と言えば、鈴木首相が「財政非常事態宣言」を発したあと、政権を投げ出した年である。歴代自民党政府の財政政策の破綻はますます明らかになり、巨額の赤字国債を抱えた自民党政府は、「財政再建」に本腰を入れなければならぬところに追い込まれ、そのため、いわゆるゼロシーリング（概算要求枠設定）政策を採用するに至つた。それは不當にも、政府の一般政策からは独立しているはずの雇用保険制度にも適用された。

雇用保険法は第六十六条において、一般求職者給付については国のその四分の一を負担（定率負担）すべきものとし、さらに、保険料収入と国庫の定率負担との合計額が

失業給付額を下回った場合（つまり、失業保険財政の単年度收支が赤字になった場合）には、三分の一を限度として追加負担（高率負担）すべきものと定めている。

ゼロシーリング政策を失業保険財政に關わる国庫負担に適用することは、従つて、雇用保険法や財政法の規定を無視する違法行為である。（しかも、このような違法行為が、一方では、支出の性格としては法制度上の義務費と違ひ單なる政策費にすぎない軍事費を突出させつつ、行なわれたのである。）

(8) 自民党政の違法行為を具体的にみると、まず、前述したように昭和五十七年度の失業保険財政の赤字が年度半ばすでに明らかになつており、しかも雇用・失業情勢が（従つて受給者の動向も）悪化しているにもかかわらず、五十八年度政府予算案では、国庫負担金は二、八九五億円（対前年度当初予算では一〇億円増）しか計上されなかつた。そして（五十八年度政府予算案が決定された後）五十八年三月八日になつてから昭和五十七年度の予算補正が行なわれている（失業給付五二三億円増額。これに伴なう国庫負担三二七億円増額……大臣決裁による予備費充当）。五十七年度の実績は結局、三、二二六億円の国庫負担、

うち高率負担分一三六億円となつてゐる。

ゼロシーリング政策は五十九年度予算編成にあたつても引き続き採用され、五十七

年度の実績や、五八年度に入つても引き続々悪化している雇用・失業情勢（受給者動向）を無視して、国庫負担は二、九一〇億円（対前年度当初予算比では一五億円増）しか計上されなかつたそして、五十九年度政府予算案が確定した（ことし一月二十五日）あとの二月四日に至つて、五十八年度予算に対し失業給付六〇五億円、これに伴なう国庫負担三二四億円の増額措置がとられ、さらに三月にもそれぞれ増額されて、

結局、五十八年度の実績は、国庫負担三、三九九億円、うち高率負担分一四一億円（仮決算）となつてゐる（それでも失業保険財政は二四五億円の赤字）。

こうした自民党政の違法な財政政策によつて、労働省は、五十七、五十八両年度末において、受給資格者に対し三月中に支給すべき失業給付金を一部四月に、つまり翌年度に繰り延べるという不当な措置を行せざるを得ないところに追い込まれている（失業給付五二三億円増額。これに伴なう国庫負担三二七億円増額……大臣決裁による予備費充当）。五十七年度の

(9)

このように、現行雇用保険制度とゼロシーリング政策との矛盾は、もはやとりつくろうことができなくなつてゐた。今回の雇用保険制度改革案は、このような事態に応し、この矛盾は“解決”するために、つまりゼロシーリング政策に雇用保険制度を“適合”させるために企まれたのである。

従つて、労働省が、現行制度でも可能な失業保険財政の赤字解消策として、保険料率の引上げを積極的に提案しなかつたのは、当然のことと言える。それによつて保険財政の赤字は解消しても国庫負担の方は、相変わらず増えてしまうからである。

今回の制度改革案で“目玉商品”とされている再就職手当についても、同様の事情を指摘することができる。再就職手当の新設は、一〇年前に廃止された就職支度金の変形復活であるが、失業保険制度の趣旨にそわないものとして廃止されたものを、しかも支出増につながるものを敢えて“目玉商品”として売り込んでいる背景には、それには国庫負担が伴わないという事情がある。

(表は次頁参照)

(10) 国庫負担の問題として見逃せないものが、もう一つある。雇用保険制度の運営に関する事務費負担の問題である。

雇用保険法第六十六条は、失業給付（求

失業給付事業の収支状況

(億円)

区分	年 度	昭和57年度		58年度		59年度
		予 算	実 績	予 算	(見込) 実 績	
入	一般保険料収入	8,881	8,850	9,401	9,304	9,835
	他の保険料収入	54	28	49	40	54
	国庫負担	2,885	3,226	2,895	3,399	2,910
	うち一般給付分	2,885	3,090	2,895	3,258	2,910
	うち高率負担分	0	136	0	141	0
計		11,820	12,104	12,345	12,743	12,799
出	支 求 職 者 給 付	一 般	9,342	10,443	9,624	11,122
		他	2,085	1,818	1,860	1,799
		再就職促進給付	410	60	783	67
		計	11,837	12,321	12,267	12,988
		差 引	△ 17	△ 217	78	△ 245
積立金累計		—	5,748	—	5,503	—
備 考	一般被保険者数(千人)	(26,555)	26,362	(27,685)	26,709	(28,478)
	受給率(%)	—	3.13	—	3.24	—
	月平均受給実人員(千人)	(708)	827	(731)	872	(742)
	年平均失業率		2.4%		2.6%	
失業者数			136万人		156万人	

職者給付)に要する費用のほか、「予算の範囲内において」「雇用保険事業の事務の執行に要する経費」を国が負担すべきことを定めている。実際の、事務費に関する国庫負担額は昭和五十四年度以来、八・五億円に据え置かれている。

一方、事務費支出の方はと言えば、昭和五十九年度予算の労働保険雇用勘定だけについてみても、事務取扱費として約四五五億円、施設整備費として約三二億円が計上されている。これと対照すれば八・五億円という国庫負担は形ばかりで、しかも業務取扱費の大半は職員の人件費(約三〇五億円)が占め、庁舎の改修費や不動産購入費などまでも保険財政(積立金の運用益を含む保険料収入)でまかなっているのが実態である。これは、他の社会保険制度にはみられない取り扱いであって、(例えば政府管掌健保について昭和五十九年度予算をみると、事務費は約四二〇億円程度、うち人件費は約三五〇億円程度と見込まれているが、人件費はもちろん、事務費の全額が国庫の負担となつていて)保険財政が赤字に転じて、いる今日、早急に改善されなければならぬ。

の基本的問題点を明らかにしてきたが、ここで、失業保険財政の赤字問題の解決にあたつてるべき態度・措置について、われわれの考え方を整理すると――

①まず、雇用対策の強化、低賃金及び劣悪な労働条件の改善などの雇用・労働政策を行わせる一方、②事務費負担の現状改善や不行させる一方、

③それとも赤字が解消しないときは、現行制度で認めてある労働条件の改善度・措置について、われわれの考え方を整理すると――

正受給の防止・摘発などに取り組み、④それでも赤字が解消しないときは、現行制度で認められている労働条件の引上げを提案する、と本筋である。④これらの措置を講じてもなお、赤字が解消しない場合には、法定保険料率の引上げをはじめ、制度の抜本改革（法改正）が必要になつてくるが、その場

別紙 雇用保険法改正案の問題点（メモ）

I 「改正案以前」の問題点

(1) 不当な審議の進め方

① 突然の制度見直し要請 ････

「こんなにひどいとは思わなかつた」と言い訳

② 無責任な白紙要請 ･･

中職審に責任押しつけ

③ 短い審議期間 ･･

会議の回数でゴマかす

④ 不当な資料の提供 ･･

「財政は火の車」と「制度存続の危機」をあおる

⑤ 弹力条項を無視 ･･

保険料据え置きで労働者にのみシワ寄せ

(2) 雇用政策の不在

① 失業者を減らすことこそ急務

雇用情勢の悪化に無策の政

府

② 「第五次雇用対策基本計画」も現状追認

実勢に合わせた目標失業率を『上方修正』

II 改正案の問題点

(1) 給付水準の切下げと給付制限強化

① 給付額算定方法の変更 ･･

「ボーナス」除外で二割給付切下げ

合には、十分な審議・検討の期間を設け、長期的に維持できる制度であつて、労使特に労働者側が納得のいくものを提案すべきである。

（編集部注）衆議院における修正を含む雇用保険法改悪阻止の闘いについては、『社会新報』六月一日号を参照のこと。

(2) 給付制限の強化

制限期間を一律三ヶ月に延長

理・運営に参加できない。法律に基づく制度を政府が恣意的に運用

(2) 政策的一貫性の欠如

① 所定給付日数の変更

一〇年前に排斥した保険原理を復活

② 再就職手当の新設

一〇年前に排斥した就職支度金の変種

(3) 「六十五歳引退」政策の強行

① 六十五歳以上離職者への高齢者給付金

六十五歳以上高齢者に対する
「手切れ金」

② 六十五歳以上就職者の新規加入排除

勤労権（憲法二十七条）の侵害

③ 保険料免除年齢の引上げ（「六十歳以上」を「六十四歳以上」に改める）

免除制度を形骸化し、高齢者雇用促進に逆行

(5)

総じて

(4) 四事業について

（3）全雇用者皆保険の実態について

保険加入者（被保険者）は全雇用労働者（保険対象者）の八割程度（約二、六七〇万人）

パートタイマー等への不適用。日雇失業保険の不適用地域の存在。

(4) 見せかけの「アメ」

① 日額表の「改善」義務的是正の一年先取り

② 再就職手当の新設

巧妙に国庫負担を「免除」

■ 現行法にもある問題点

(1) 保健財政の管理・運営について

拠出者である労働者（及び使用者）が保険財政の管

現行法にもある問題点

保健財政の管理・運営について

拠出者である労働者（及び使用者）が保険財政の管

るものである。
右、強く申し入れる。

以上

第二次特定地方交通線選定について 国鉄に再考を促すことの申し入れ

一九八四年六月十五日

日本社会党国鉄再建対策委員会
委員長 小柳 勇

運輸大臣
細田吉蔵 殿

国鉄は五七年十一月、三三線、二二七一キロメートルにおよぶ第二次の特定地方交通線の選定を行ない運輸大臣にその承認申請を行つた。この国鉄の選定行為を通じて関係地域に与えた影響はきわめて大きい。

わが党は、地域住民の生活に密着する地方交通線が長年の歴史のなかで建設、整備され今日に至つていることにかんがみ、その取扱いは地域の総合交通体系全体のなかで考へるべきであると主張してきた。ところが、そうした検討がなされないまま単なる国鉄の経営上の理由から一方的な切り捨てを行ふことは断じて容認できない。そしてまた、このように政府および国鉄当局がわが党のこれまでの主張に何等の誠意も示さず国民に犠牲を強いられる施策を強行してきたことはきわめて遺憾である。加えてこのたび選定された第二次特定地方交通線にしても、第一次選定分について、まだ、多くの線区において結論が出ていないままに行なわれたものであり、このことにつ

いて多くの国民から厳しく批判されていることを見逃すわけにはいかない。

わが党は、このたびの二次線の選定がこうした状況のなかで行われたことはきわめて遺憾であると考え、これら線区の関係住民に与える影響を重視し、緊急に独自の調査活動を行つたところである。その結果、予想されたことではあるが、これら線区に係わる人々の生活が、そこの鉄道の存廃問題によつていまや重大な岐路に立たされていることがあきらかになつた。そしてこのことは、関係知事がこそつて、それそれが深刻な理由を添えて反対の意見書を提出していることにも明確に示されている。

よつてわが党は政府が、国鉄が一方的に行つたこの理不尽な第二次選定に対し、国民の立場に立つて正しく受けとめ、この取扱いについてはいやしくも、国民の期待に反する「承認行為」を行うことなく国鉄に再考を促すための具体的措置を講ずることを強く求め

第二次特定地方交通線に関する申し入れ

国鉄が承認申請をしている第二次特定地方

招くだけであるので、再度慎重に対処することを強く申し入れるものである。

交通線については、すでに繰返しその不当性について指摘してきたところであるが、政府

は近日中にその結論を出す態度と聞いている。

一九八四年六月二十一日

しかしながら、関係住民が危機感を強めて

いることより、これら線区の承認は、当該地域における住民の生活に重大な影響を及ぼすこ

と必至である。

したがつてわが党は、これまで繰返し主張

してきたように、その扱いについては地域の

総合交通体系の中で考へるべきであり、それ

がないままの承認行為は、国民に政治不信を

運輸大臣

日本社会党中央執行委員長

委員長 小柳 勇

日本社会党国鉄再建対策委員会

委員長 石橋政嗣

細田吉蔵 殿

二、国鉄には、現在二万四千余のいわゆる

「過剰人員」が存在する。

さらに新規採用の中止、合理化の推進などによつてさらに労働者の雇用、労働条件が厳しくなることが予想されている。

先に総裁は、これら過員の措置について

退職の勧奨、一時帰休、外部出向などで解

消する旨を内外に明らかにしたが、いまや

国鉄労働者とその家族は雇用不安、生活不

安の脅威にさらされ、深刻な立場におかれ

ている。

国鉄首脳陣の責任を追及する

日本社会党国鉄再建対策委員会

一、国鉄の仁杉総裁は、六月二十一日の日本記者クラブの講演で「国鉄の分割・民営化」

を支持する旨の発言を行なつたと伝えられ

加えて、経営の行先きに展望がなく、また政府、自民党に振り回わされて主体性を持ち得ない国鉄当局の姿勢に強い憤りをもつだけでなく、労働者の勤労意欲に大きな

この発言が事実だとするとその責任は重大である。

目下、国鉄再建監理委員会が法律にもとづいて、国鉄の経営形態のあり方にについて検討を進め明年夏頃迄にはその結論を答申することになつており、これにむけて慎重に対処する旨、運輸大臣及び国鉄総裁は繰り返し、国会で答弁してきた。

にもかかわらず、こうした段階で、国鉄経営の責任者である総裁が、不用意で軽率な発言を行なつたことは、経営上の責任放棄であり、その責任は、重大である。

影響を与えるようとしていることも見逃すわけにはいかない。

三、総裁自らが認めているように、明六十年には、約二十二兆円、また、六十五年度には約三十兆円の累積債務が生ずることは、必至とみられている。

国鉄当局は、今日迄の間、数次に亘る再建計画案を策定して実行を試み、政府の第二次臨調の答申、緊急提言に基き、あらゆる分野にメスを入れ再建策を進めてきた。

地方交通線の廃止、貨物基地の縮小、廃止、ダイヤ改正などは、公共性を放棄し、利用者、住民へのサービス低下、安全性無視といわれるほど大膽に進め、多くの国民に犠牲を強要してきた。要員規換も四十数万人から三十四万人余に削減し、今、また三十二万人に縮小しようとしている。

さらに働く人達や、O B の福祉、厚生の既得権を数多く剥奪してきた。

それにもかかわらず、累積赤字は増大するばかりである。

このことは、何を意味するか、高度成長期に向けて国鉄に重大な役割を果させながら、その後のモータリゼイションの発達とともに、陸、海、空における輸送分野の調整、すなわち「総合交通政策」の確立に有効な対応が出来なかつた政府、自民党に

責任はあるが、とりわけ、主体性を失い經營者としての役割と責任を果さなかつた国鉄総裁以下経営者の責任は、きわめて重大である。

四、加えて国鉄当局はことごとく、国鉄労働者が勤らかない、職場規律が乱れているから再建は、出来ないと組合側にその責任を転嫁し、労使の対立を生んできた。

いま、大事なことは、労使の協力、そして国民の理解と協力によつて国鉄再建を、中・長期の展望に立つて図る事である。

民間企業の経営者ならそのことを重視し、経営再建に立ち上るだろうし、また、赤字経営に追い込んだ責任を自ら内外に明らかにするであろう。

この際、総裁以下、国鉄経営者は、自らの責任を明らかにし、仁杉発言はこの度、ただちに撤回すべきである。

五、日本社会党は、国鉄総裁の「国鉄分割、民営化を支持する」発言は、経営責任者としての不用意な発言のみか、経営権の放棄であり、断じて許容することはできない。

ただちに撤回するとともに、今日のこうした事態を招来せしめた首脳経営陣の責任を強く追及するものである。

編集後記

“おてんとうさまと米のメシ”

昭和五十三年産超古米の臭素汚染事件に端を発した米不足問題は、いま米の端境期（はざかいき・八月から九月）を迎えて深刻なろとしています。今年の三月いらい政府は国会で社会党の米問題に対する追及に対して「米の需給は問題ない」「超古米の安全性に心配はない」「米の輸入は行わない」と農水大臣や食糧庁長官は答弁してきましたが、この答弁は全くの“ウソ”だったのです。

十数年にわたる減反政策と四年連続の不作により、昨年らいから米の需給は相当苦しい操作を強いられていました。政府の昭和五十九年米穀年度（五十八年十一月から五十九年十月まで）の需給計画をみると米の生産は一〇三七万トン、持ち越し米が一〇万トン、五十三年産米が一〇一五万トンで計一〇六〇万トン、供給量が一〇五〇万トンで、差引き一〇万トンを来年度に持越すという計画です。ところが、すでに六五万トンの米は“早食い”しており、実際の米供給は九七〇万トンしかないのが実態です。しかも、超古米といわれる五十三年産米は本来は主食用にはむかないとされ“過剰米処理”的対象として加工用にまわしていたものを五十九年度の米不

足傾向から急きよ主食用にまわして需給のつじつまをあわせようとしたのです。

この超古米の安全性については早くから国会追及や消費者団体がとりあげてきたにもかかわらず、政府はそのほど安全だとし既に需給計画の予定数量の一五万トンは売り切つてしまつたあとに、臭素の残留毒性が問題になつたのです。しかも、政府は厚生省の検査、勧告以降も臭素五〇PPM以下のものを安全だとして売りつけようとしているのです。実は安全性まで無視して超古米を供給しなければならないほど需給が逼迫しているのです。

こうした米不足を補うために政府は韓国から米を輸入し、八月上旬には新潟、名古屋港などで陸揚げされますが、国内の米生産者は減反政策で米をつくらせず、足らないからといって輸入するのですから、これほど生産者をバカにした話はありません。しかも、韓国産米も古米くん蒸した米というのですからその安全性についても疑いをもたれているのです。

“おてんとうさんと米のメシはついて回る”などと安心していられる時代ではなくなりました。冷害による不作が通年化し、単年度需給を基本として減反政策が強行されているかぎり“米のメシ”はついて回らないようです。

政策資料編集委員会
委員長 嶋崎 譲
編集委員 武部 文
木島喜兵衛 島田琢郎
野坂浩賢 矢田部 理
岩垂寿喜男 浜本万三
藤田高敏 沖崎利夫
竹田四郎 中村茂
安永英雄 大木正吾
遠藤隆次 久保亘
渡辺博 遠藤利夫
佐間田勝美 佐藤觀樹
小林高摩三 岩田利春
館林千里 佐藤忠良
片山甚市 森井勇
井上普方 岡田利春
佐藤觀樹 岡田利春

兼事務局長
会計監査

小林高摩三
館林千里
片山甚市

井上普方

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円

送料 一部 五〇円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

۳

۵

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1984年8月1日発行

政策資料第215号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 島崎謙

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
